# 岐阜県交通安全計画

第 10 次

(平成 28 年度~平成 32 年度)

平成28年7月

岐阜県交通安全対策会議

# まえがき

車社会化の急速な進展に対して、交通安全施設が不足していたことに加え、車両の安全性を確保するための技術が未発達であったことなどから、昭和 20 年代後半から 40 年代半ば頃まで、道路交通事故の死傷者数が著しく増加した。

このため、交通安全の確保は大きな社会問題となり、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)が制定された。これに基づき、岐阜県交通安全対策会議では、46年度以降、9次にわたる交通安全計画を作成し、関係行政機関、関係民間団体等が一体となって交通安全対策を強力に実施してきた。

その結果、多くの方が道路交通事故で死亡し「交通戦争」と呼ばれた昭和 45 年当時 と比較すると、平成 27 年中の死者数は 106 人と 3 割近くにまで減少するに至った。

これは、関係行政機関、関係民間団体のみならず、県民総ぐるみでの長年にわたる努力の成果であると考えられる。

しかしながら、いまだに死傷者が1万人を超え、道路交通事故件数は依然として高い 状態で推移しており、事故そのものを減少させることが求められている。

言うまでもなく、交通事故の防止は、関係行政機関、関係民間団体だけでなく、県民一人一人が全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していかなければならない。

この交通安全計画は、このような観点から、交通安全対策基本法第 25 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

この交通安全計画に基づき、国の関係行政機関及び県、市町村においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施するものとする。

## 目 次

| 計画の基本的 | 考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ $oldsymbol{1}$ |
|--------|---|
| 第1章 道  | 路交通の安全                                  |
| 第1節    | 道路交通安全についての現状と今後の見通し                    |
| 1 道    | 路交通事故の現状と見通し                            |
| (1)    | 道路交通事故の現状・・・・・・・・・・・・・・4                |
| (2)    | 道路交通事故の見通し・・・・・・・・・・5                   |
| 2 道    | 路交通安全対策を考える視点                           |
| (1)    | 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象 ・・・6        |
| (2)    | 交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項 ・・・・8        |
| 3 交    | 通安全計画における目標 ・・・・・・・・・・・・・9              |
| 第2節    | 講じようとする施策                               |
| 1 道    | 路交通環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・10             |
| (1)    | 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備・・・・10        |
| (2)    | 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化 ・・・・12        |
| (3)    | 幹線道路における交通安全対策の推進・・・・・・・・・12            |
| (4)    | 交通安全施設等の整備事業の推進・・・・・・・・・・16             |
| (5)    | 歩行者空間のバリアフリー化 ・・・・・・・・・・17              |
| (6)    | 無電柱化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・17             |
| (7)    | 効果的な交通規制の推進・・・・・・・・・・・・・17              |
| (8)    | 自転車利用環境の総合的整備・・・・・・・・・・・・18             |
| (9)    | 高度道路交通システム (ITS) の活用 ・・・・・・・18          |
| (10)   | 交通需要マネジメント (TDM) の推進 ・・・・・・・19          |
| (11)   | 災害に備えた道路交通環境の整備・・・・・・・・・・20             |
| (12)   | 総合的な駐車対策の推進・・・・・・・・・・・・・21              |
| (13)   | 道路交通情報の充実・・・・・・・・・・・・・・・22              |
| (14)   | 交通安全に寄与する道路交通環境の整備・・・・・・・・23            |
| 2 交    | 通安全思想の普及徹底・・・・・・・・・・・・・・・25             |
| (1)    | 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進・・・・・・・・26            |
| (2)    | 効果的な交通安全教育の推進・・・・・・・・・・・30              |
| (3)    | 交通安全に関する普及啓発活動の推進・・・・・・・・・30            |
| (4)    | 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進・・・・・・34          |
| (5)    | 住民の参加・協働の推進・・・・・・・・・・・・35               |
| 3 安    | 全運転の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36           |
| (1)    | 運転者教育等の充実・・・・・・・・・・・・・・・36              |
| (2)    | 運転免許制度の改善・・・・・・・・・・・・・・38               |
| (3)    | 安全運転管理の推進・・・・・・・・・・・・・・・38              |
| (4)    | 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進・・・・・39         |

|     |   | (5) | 交通労働災害の防止等 ・・・・・・・・・・・・・41                       |
|-----|---|-----|--|
|     |   | (6) | 道路交通に関する情報の充実 ・・・・・・・・・・・41                      |
|     | 4 | 車同  | 町の安全性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・43                      |
|     |   | (1) | 自動車の検査及び点検整備の充実 ・・・・・・・・・・43                     |
|     |   | (2) | 自動車アセスメント情報の提供等・・・・・・・・・・44                      |
|     |   | (3) | 安全に資する自動走行技術を含む先進安全自動車(ASV)の                     |
|     |   |     | 普及の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45                      |
|     |   | (4) | リコール制度の充実・強化・・・・・・・・・・・45                        |
|     |   | (5) | 自転車の安全性の確保・・・・・・・・・・・・・・・45                      |
|     | 5 | 道距  | 格交通秩序の維持 ·・・・・・・・・・・・・・・・46                      |
|     |   | (1) | 交通の指導取締りの強化等・・・・・・・・・・・・・46                      |
|     |   | (2) | 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進・・・・・47                 |
|     |   | (3) | 暴走族等対策等の推進 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
|     | 6 | 救馬  | 助・救急活動の充実 ·・・・・・・・・・・・・・・50                      |
|     |   | (1) | 救助・救急体制の整備・・・・・・・・・・・・・・50                       |
|     |   | (2) | 救急医療体制の整備・・・・・・・・・・・・・・52                        |
|     |   | (3) | 救急関係機関の協力関係の確保等・・・・・・・・・・52                      |
|     | 7 | 被領  | 害者支援の充実と推進 ・・・・・・・・・・・・・・53                      |
|     |   | (1) | 自動車損害賠償保障制度の充実等・・・・・・・・・・53                      |
|     |   | (2) | 損害賠償の請求についての援助等・・・・・・・・・・53                      |
|     |   | (3) | 交通事故被害者支援の充実強化・・・・・・・・・・54                       |
| 第 2 | 章 | 鉄道  | 道交通の安全   |
| 第   | 1 | 節   | 鉄道事故の現状と交通安全対策の今後の方向 ・・・・・・・55                   |
|     | 1 | 岐』  | <b><sup>2</sup> 県交通安全計画における目標・・・・・・・・・・55</b>    |
|     | 2 | 今往  | <b>後の鉄道交通安全対策を考える視点・・・・・・・・・・55</b>              |
| 第   | 2 | 節言  | <b>溝じようとする施策</b>                                 |
|     | 1 | 鉄ì  | 道交通環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・56                       |
|     |   | (1) | 鉄道施設等の安全性の向上・・・・・・・・・・・56                        |
|     |   | (2) | 運転保安設備等の整備・・・・・・・・・・・・・56                        |
|     | 2 | 鉄江  | 首交通の安全に関する知識の普及 ・・・・・・・・・・56                     |
|     | 3 | 鉄江  | 道の安全な運行の確保・・・・・・・・・・・・・・56                       |
|     |   | (1) | 保安監査の実施・・・・・・・・・・・・・・・57                         |
|     |   | (2) | 運転士の資質の保持・・・・・・・・・・・・・・57                        |
|     |   | (3) | 安全上のトラブル情報の共有・活用 ・・・・・・・・・57                     |
|     |   | (4) | 気象情報等の充実 ・・・・・・・・・・・・・・57                        |
|     |   | (5) | 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 ・・・・・・・57                   |
|     |   | (6) | 運輸安全マネジメント評価の実施・・・・・・・・・58                       |
|     | 4 | 救馬  | 助・救急活動の充実 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 58 |
|     | 5 | 鉄ì  | <b>道事故等の原因究明と再発防止・・・・・・・・・・・</b> 58              |

| 第3章           | 踏切道における交通の安全                      |  |  |  |
|---------------|-----------------------------------|--|--|--|
| 第1節           | 5 踏切事故の現状と交通安全対策の今後の方向 ・・・・・・・59  |  |  |  |
| 第2節 講じようとする施策 |                                   |  |  |  |
| 1             | 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の      |  |  |  |
|               | 整備の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60      |  |  |  |
| 2             | 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施・・・・・・・・・60     |  |  |  |
| 3             | 踏切道の統廃合の促進 ・・・・・・・・・・・・・・60       |  |  |  |
| 4             | その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置・・・・・61 |  |  |  |

# 計画の基本的考え方

"交通事故のない 安全・安心な『清流の国ぎふ』を目指して"

#### 1. 交通事故のない社会を目指して

本県は、本格的な人口減少と超高齢社会の到来を迎えている。また、交通手段の選択においても、地球環境問題への配慮が求められてきている。このような大きな時代変化を乗り越え、真に「豊かで活力のある岐阜県」を構築していくためには、その前提として、県民全ての願いである「安全で安心して暮らせる地域づくり」を実現することが極めて重要である。

交通事故により、毎年多くの方が被害に遭われていることを考えると、公共交通機 関を始め、交通安全の確保は、安全で安心な社会の実現を図っていくための重要な要素である。

これまでも、その重要性が認識され、様々な対策がとられてきたところであるが、 依然として交通事故件数が高い水準で推移していることからすると、更なる対策の実 施が必要である。

人命尊重の理念に基づき、また交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも 勘案して、究極的には交通事故のない社会を目指すべきである。言うまでもなく、交 通事故のない社会は一朝一夕に実現できるものではないが、交通事故被害者の存在に 思いを致し、交通事故を起こさないという誓いの下、悲惨な交通事故の根絶に向けて、 今再び、新たな一歩を踏み出さなければならない。

#### 2. 人優先の交通安全思想

文明化された社会においては、弱い立場にある者への配慮や思いやりが存在しなければならない。道路交通については、自動車と比較して弱い立場にある歩行者等の、また、全ての交通について、高齢者、障がい者、子供等の交通環境における弱者の安全を一層確保することが必要となる。交通事故がない社会は、交通環境における弱者が社会的に自立できる社会でもある。このような「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進していくべきである。

#### 3. 先端技術の積極的活用

これまで様々な交通安全対策がとられ、交通事故は一定の減少を見たところであるが、今後、全ての交通分野において、更なる交通事故の抑止を図り、交通事故のない 社会を実現するためには、あらゆる知見を動員して、交通安全の確保に資する先端技術や情報の普及活用を促進する必要がある。

#### 4. 交通社会を構成する三要素

交通社会を構成する人間、車両等の交通機関及びそれらが活動する場としての交通 環境という三つの要素について、それら相互の関連を考慮しながら、交通事故の科学 的な調査・分析や交通安全対策に関する効果評価・予測等の成果をも踏まえ、適切かつ効果的な施策を県民の理解と協力の下、県民総ぐるみとなって強力に推進する。

## (1) 人間に係る安全対策

交通機関の安全な運転を確保するため、運転する人間の知識・技能の向上、交通 安全意識の徹底、資格制度の強化、指導取締りの強化、運転の管理の改善、労働条 件の適正化等を図り、かつ、歩行者等の安全な移動を確保するため、歩行者等の交 通安全意識の徹底、指導の強化等を図るものとする。また、交通社会に参加する県 民一人一人が、自ら安全で安心な交通社会を構築していこうとする前向きな意識を 持つようになることが極めて重要であることから、交通安全に関する教育、普及啓 発活動を充実させる。この場合、交通事故被害者等(交通事故の被害者及びその家 族又は遺族。以下同じ。)の声を直接聞く機会を増やすことも安全意識の高揚のた めには有効である。さらに、県民自らの意識改革のためには、住民が身近な地域や 団体において、地域の課題を認識し自ら具体的な目標や方針を設定したり、交通安 全に関する各種活動に直接関わったりしていくなど、それぞれの実情に応じた、安 全で安心な交通社会の形成に積極的に関与していく仕組みづくりを工夫し、取り入 れていくものとする。

#### (2) 交通機関に係る安全対策

人間はエラーを犯すものとの前提の下で、それらのエラーが事故に結び付かないように、新技術の活用とともに、不断の技術開発によってその構造、設備、装置等の安全性を高め、各交通機関の社会的機能や特性を考慮しつつ、高い安全水準を常に維持させるための措置を講じ、さらに、必要な検査等を実施し得る体制を充実させるものとする。

#### (3)交通環境に係る安全対策

機能分担された道路網の整備、交通安全施設等の整備、交通管制システムの充実、効果的な交通規制の推進、交通に関する情報の提供の充実、施設の老朽化対策等を図るものとする。また、交通環境の整備に当たっては、人優先の考えの下、人間自身の移動空間と自動車や鉄道等の交通機関との分離を図るなどにより、混合交通に起因する接触の危険を排除する施策を充実させるものとする。特に、道路交通においては、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において、歩道の整備を積極的に実施するなど、人優先の交通安全対策の更なる推進を図ることが重要である。なお、これらの施策を推進する際には、高齢社会の到来や国際化等の社会情勢の変化を踏まえるとともに、地震や津波等に対する防災の観点にも適切な配慮を行うものとする。

#### 5. 情報通信技術 (ICT) の活用

人間、交通機関、交通環境の三要素を結び付けるものとして、また、三要素それぞ

れの施策効果を高めるものとして、情報の役割が重要である。情報社会が急速に進展する中で、安全で安心な交通社会を構築していくためには情報を活用することが重要であり、特に、情報通信技術(ICT<sup>\*\*</sup>)の活用は人の認知や判断等の能力や活動を補い、また、人間の不注意によるミスを打ち消し、さらには、それによる被害を最小限にとどめるなど、交通安全に大きく貢献することが期待できる。このようなことから、高度道路交通システム(ITS<sup>\*\*</sup>)の取組等を積極的に進める。また、有効かつ適切な交通安全対策を講ずるため、その基礎として、交通事故原因の総合的な調査・分析の充実・強化、必要な研究開発の推進を図るものとする。

## 6. 救助・救急活動及び被害者支援の充実

交通事故が発生した場合に負傷者の救命を図り、また、被害を最小限に抑えるため、 迅速な救助・救急活動の充実、負傷者の治療の充実等を図ることが重要である。また、 犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)の制定を踏まえ、交通安全の分野に おいても一層の被害者支援の充実を図るものとする。

## 7. 参加・協働型の交通安全活動の推進

交通事故防止のためには、関係行政機関、関係民間団体等が緊密な連携の下に、それぞれが責任を担いつつ、施策を推進するとともに、県民の主体的な交通安全活動を積極的に促進することが重要であることから、交通の安全に関する施策に計画段階から県民が参加できる仕組みづくり、県民が主体的に行う交通安全総点検、地域におけるその特性に応じた取組等により、参加・協働型の交通安全活動を推進する。

#### 8. 効果的・効率的な対策の実施

交通の安全に関する施策は多方面にわたっているが、これらは相互に密接な関連を有するため、有機的に連携させ、総合的かつ効果的に実施することが重要である。これらの施策は、少子高齢化、国際化等の社会情勢の変化や交通事故の状況、交通事情等の変化に弾力的に対応させるとともに、財政状況を踏まえ、適時適切な施策を選択し、効果的・効率的に実施するものとする。

特に、交通死亡事故が一定期間に集中的・連続的に発生した場合においては、「交通死亡事故多発非常事態宣言等」を発令するとともに、高齢死者の割合が高率で推移している現状を鑑み、高齢死者が増加した場合、高齢者の被害防止を強く呼びかける警報を発令するなど、総合的かつ集中的に各種施策を推進するものとする。

さらに、交通の安全は、交通需要や交通の円滑性・快適性と密接な関連を有するものであるので、これらの視点にも十分配慮するとともに、沿道の土地利用や道路利用の在り方も視野に入れた取組を行っていくものとするほか、防災の観点にも適切な配慮を行うものとする。

<sup>\*</sup> ICT: Information and Communications Technology

<sup>\*</sup> ITS: Intelligent Transport Systems

## 第1章 道路交通の安全

## 第1節 道路交通安全についての現状と今後の見通し

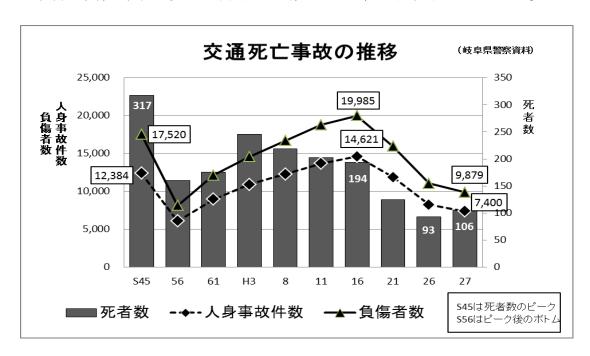
## 1 道路交通事故の現状と見通し

#### (1) 道路交通事故の現状

県内の交通事故による 24 時間死者数は、昭和 45 年に 317 人を数えたが、46 年 以降着実に減少に向かい、56 年には 160 人とほぼ半減した。その後増勢に転じ、 昭和 63 年以降 13 年連続して 200 人を超えていたが、平成 15 年以降は 200 人以下 に、また 20 年以降は、第 8 次岐阜県交通安全計画の目標である 150 人以下に、26 年には 93 人となり、第 9 次岐阜県交通安全計画の目標である 100 人以下となった。

なお、平成27年中の死者数は106人と増加に転じたものの死者数は減少傾向に ある。

死傷者数は、平成 16 年の 20,179 人をピークに 11 年連続で減少し、平成 25 年 以降は、第 9 次交通安全基本計画の目標である 13,000 人以下となっている。



交通事故の死者数、交通事故発生件数及び負傷者数も減少傾向にあるが、交通事故死者数の減少幅は縮小傾向にあり、死者数が減りにくい状況となっている。

死者数の減少幅が縮小している背景としては、

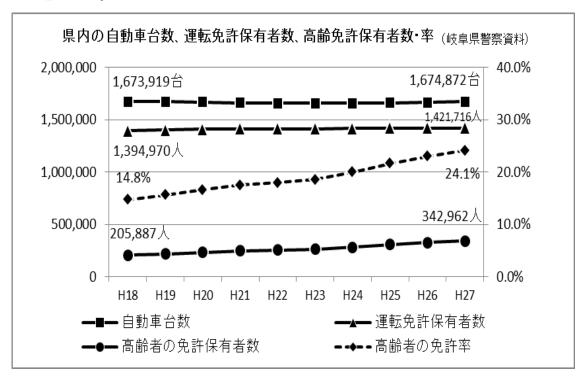
- ① 高齢者人口の増加
- ② シートベルト着用率等の伸び率停滞
- ③ 飲酒運転による交通事故件数の減少幅縮小

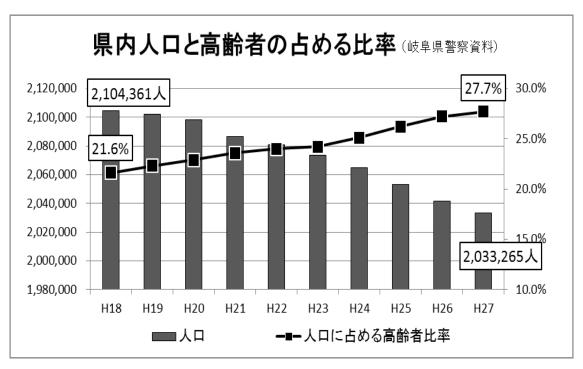
を挙げることができる。特に、高齢化社会が進展していく中、今後も一層の高齢者 対策が必要な状況となっている。

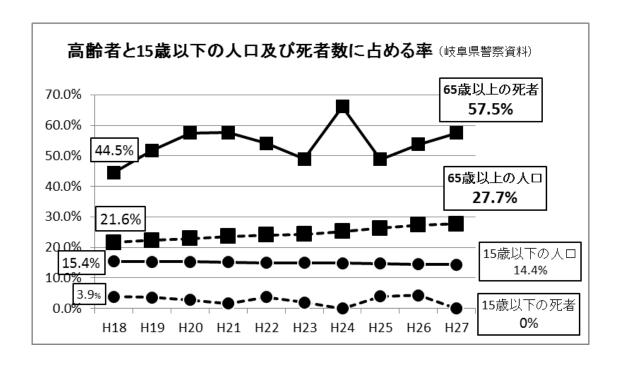
## (2) 道路交通事故の見通し

県内の道路交通を取り巻く今後の状況を展望すると、運転免許保有者数は一定期間増加することが見込まれるが、車両保有台数については、今後も横ばい状態が続くことが見込まれる。

一方、県内人口に占める高齢者の割合は、平成 18 年では 21.6%であったが、27 年には 27.7%となり、10 年間で 6.1%も高齢化が進み、5 年後の 32 年にはさらに 2.5%増となる 30.2%と予想されている。このような急速な高齢化に伴い、65 歳以上の運転免許保有者も増加しており、今後は高齢者が関係する交通事故の増加が予想される。







#### 2 道路交通安全対策を考える視点

#### (1) 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象

## ア 高齢者及び子供の安全確保

加速する高齢化に対応し、高齢者が安全に、かつ安心して外出したり移動したりできるような交通社会の形成が必要である。

その際には、高齢者が主として歩行及び自転車等を交通手段として利用する場合と、自動車を運転する場合の相違に着目し、それぞれの特性を理解した対策を構築する必要がある。

特に、前者の場合には、歩道の整備や生活道路対策のほか、高齢者の事故が居住地の近くで発生することが多いことから、生活に密着した交通安全活動を充実させることが重要である。

後者については、引き続き、高齢運転者の増加が予想されることから、高齢者が事故を起こさないようにするための対策を強化することが喫緊の課題である。

また、加齢による身体機能の変化にかかわりなく、多様な人々が利用しやすいよう生活環境を設計するという考え方に基づき、バリアフリー化された道路交通環境の形成を図ることも重要である。

また、安心して子供を産み、育てることができる社会を実現するためには、子供を交通事故から守る観点からの交通安全対策が一層求められ、通学路等における歩道等の歩行空間の整備を積極的に推進する必要がある。

#### イ 歩行者及び自転車の安全確保

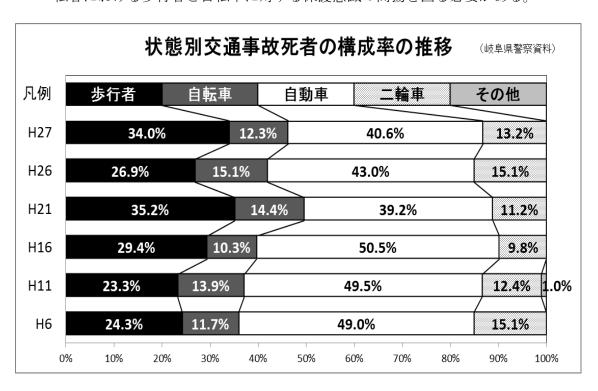
交通事故のない社会を実現するためには、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、特に、高齢者や子供にとって身近な道路の安全性を高めることがより一層求められている。

人優先の考えの下、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道の整備等による歩行空間の確保を一層積極的に進めるなど、歩行者の安全確保を図る対策を推進していく必要がある。

また、自転車については、自動車等に衝突された場合には被害を受ける反面、歩行者等に衝突した場合には加害者となることから、その安全利用を促進するためには、生活道路や市街地の幹線道路において、自動車や歩行者と自転車利用者の共存を図ることができるよう、自転車の走行空間の確保を積極的に進める必要がある。特に、都市部においては、自転車交通の在り方や多様なモード間の分担の在り方を含め、まちづくり等の観点にも配慮する必要がある。また、自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことも背景として、ルールやマナーに違反する行動が多いことから、交通安全教育等の充実を図る必要がある。

さらに、駅前や繁華街の歩道上などにおいて、放置自転車が問題となっている 場合には、自転車駐車場の整備等放置自転車対策を進める必要がある。

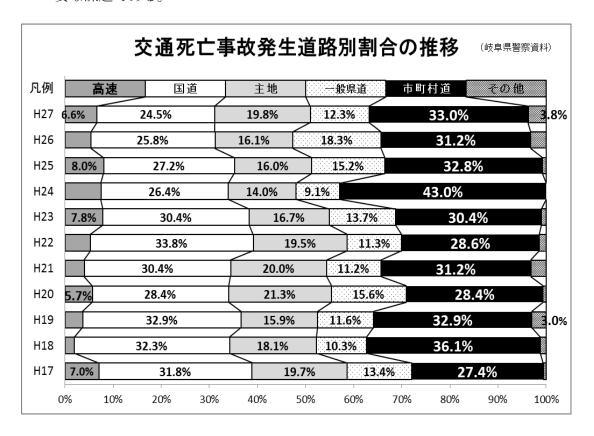
加えて、横断歩道においては、歩行者が優先であることを含め、自動車等の運転者における歩行者と自転車に対する保護意識の高揚を図る必要がある。



## ウ 生活道路における安全確保

生活道路においては、歩行者及び自転車が被害者となる事故が高い水準にあることから、地域における道路交通事情等を十分に踏まえ、各地域に応じた生活道路を対象とした自動車の速度抑制を図るための道路交通環境の整備、交通指導取締りの強化、安全な走行方法の普及等の対策を講じることが必要である。また、幹線道路を走行すべき自動車が生活道路へ流入することを防止するため、幹線道路における交通安全対策及び交通流の円滑化を推進するなどの対策を講ずる必要がある。このためには、地域住民の主体的な参加と取組が不可欠であり、対策

の検討や関係者間での合意形成において中心的な役割を果たす人材の育成も重要な課題である。



#### (2) 交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項

#### ア 先端技術の活用推進

運転者の不注意による交通事故や、高齢運転者の身体機能等の変化に伴う交通 事故への対策として、運転者の危険認知の遅れや運転操作の誤りによる事故を未 然に防止するための安全運転を支援するシステムや、交通事故が発生した場合に いち早く救助・救急を行えるシステムなど、技術発展を踏まえたシステムを導入 推進していく。

また、今後も科学技術の進展があり得る中で、その導入過程における安全確保 も図りつつ、新たな技術を有効に活用しながら取組を推進していく。

#### イ 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

これまで、総合的な交通安全対策の実施により交通事故を大幅に減少させることができたが、安全運転義務違反に起因する死亡事故は、近年、相対的にその割合は高くなっている。このため、これまでの対策では抑止が困難である交通事故については、発生地域、場所、形態等を詳細な情報に基づき分析し、よりきめ細かな対策を効果的かつ効率的に実施していくことにより、当該交通事故の減少を図っていく。

また、第10次計画期間中にも様々な交通情勢の変化があり得る中で、その時々の状況を的確に踏まえた取組を行う。

#### ウ 地域ぐるみの交通安全対策の推進

インターネット等を通じた交通事故情報の提供に努めるなど、これまで以上に 地域住民に交通安全対策に関心を持ってもらい、当該地域における安全安心な交 通社会の形成に、自らの問題として積極的に参加してもらうなど、県民主体の意 識を醸成していく。

また、交通社会の主体となる運転者、歩行者等の意識や行動を周囲・側面からサポートしていく社会システムを、各地域における交通情勢を踏まえ、行政、関係団体、住民等の協働により形成していく。

各自治体で取り組んでいる飲酒運転対策、自転車の交通安全対策などについては、他の地域における施策実施に当たっての参考となるよう、条例の制定状況等を含め、積極的な情報共有を図っていく。

#### 3 交通安全計画における目標

本計画における究極の目標は、交通事故のない社会を実現し、県民を交通事故の脅威から守ることであるが、当面の目標として、平成32年までに年間の24時間死者数を80人以下に、死傷者数を9,000人以下とすることを目指すものとする。

平成 32 年までに 24 時間死者数 80 人以下

死傷者数 9,000 人以下

## 第2節 講じようとする施策

#### 1 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備については、これまでも各関係機関が連携し、対策を推進してきたところであり、特に交通事故多発場所などの防止対策については、「岐阜県交通事故防止対策委員会」が中心となって対策を行い、一定の事故抑止効果が確認されている。

今後の道路交通環境の整備に当たっては、自動車交通を担う幹線道路等と歩行者中 心の「暮らしのみち」(生活道路)の機能分化を進め、暮らしのみちの安全の推進に 取り組むこととする。

また、少子高齢化が一層進展する中で、子供を事故から守り、高齢者や障がい者が 安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から、安全・安心な歩行空 間が確保された人優先の道路交通環境整備の強化を図っていくこととする。

そのほか、輸送効率の向上や交通量の時間的・空間的平準化を図る交通需要マネジメント (TDM\*) 施策を総合的に推進する。また、最先端の情報技術 (IT) 等を用いて、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞を軽減するなどの交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的とした高度道路交通システム (ITS) の開発・普及等を推進する。

## (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

これまで一定の成果を上げてきた交通安全対策は、主として「車中心」の対策であり、歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策は依然として十分とはいえず、また、生活道路への通過交通の流入等の問題も依然として深刻である。

このため、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道の整備を進めるなど、「人」の視点に立った交通安全対策を推進する。

#### ア 生活道路における交通安全対策の推進

科学的データや、地域の顕在化したニーズ等に基づき抽出した交通事故の多い エリアにおいて、関係行政機関、地域住民等が連携し、徹底した通過交通の排除 や車両速度の抑制等のゾーン対策に取り組み、子供や高齢者等が安心して通行で きる道路空間の確保を図る。

公安委員会においては、交通規制、交通管制及び交通指導取締りの融合に配意した施策を推進する。生活道路については、最高速度 30 キロメートル毎時の区域規制等を前提とした「ゾーン 30」を整備するなどの低速度規制を実施するほか、道路標識・道路標示の高輝度化等、信号灯器のLED化、路側帯の設置・拡幅、ゾーン規制の活用等の安全対策を実施する。また、外周幹線道路を中心に信号機の改良、光ビーコン・交通情報板等によるリアルタイムの交通情報提供等の交通円滑化対策を実施する。

<sup>\*</sup> TDM: Transportation Demand Management

また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。)にいう生活関連経路を構成する道路を中心として、音響式信号機、経過時間表示機能付き歩行者用灯器、歩車分離式信号等の整備を推進する。

道路管理者においては、歩道の整備等により、安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備するとともに、公安委員会により実施される交通規制及び交通管制との連携を強化し、ハンプやクランク等車両速度を抑制する道路構造等による歩行者や自転車の通行を優先するゾーン対策、外周幹線道路の交通を円滑化するための交差点改良やエリア進入部におけるハンプや狭さくの設置等によるエリア内への通過車両の抑制対策を実施する。

また、道路標識の高輝度化・大型化・自発光化、標示板の共架、設置場所の統合・改善、道路標示の高輝度化等(以下「道路標識の高輝度化等」という。)を 行い、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備を推進する。

さらに、通過交通の排除や車両速度の抑制を行うためのハンプ・狭さく等の標準仕様を策定するとともに、ビッグデータの活用により潜在的な危険箇所の解消を推進する。

## イ 通学路等における交通安全の確保

通学路における交通安全を確保するため、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を支援するとともに、道路交通実態に応じ、警察、教育委員会、学校、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。

高校、中学校に通う生徒、小学校、幼稚園、保育所や児童館等に通う児童・幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、ハンプ・狭さく等の設置、路肩のカラー舗装、防護柵の設置、自転車道・自転車専用通行帯・自転車の通行位置を示した道路等の整備、押ボタン式信号機・歩行者用灯器等の整備、立体横断施設の整備、横断歩道等の拡充等の対策を推進する。

また、通学路における交通規制の担保の手法として、ライジングボラード(自動昇降式の車止め)の活用の実現に向けた取組を推進する。

## ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

(ア) 高齢者や障がい者等を含め全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、「岐阜県福祉のまちづくり条例」の理念を踏まえ、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道等を積極的に整備する。

このほか、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、音響式信号機やバリアフリー対 応型信号機、視覚障がい者誘導用ブロック、エスコートゾーン、昇降装置付立 体横断施設、歩行者用休憩施設、自転車駐車場、障がい者用の駐車ます等を有 する自動車駐車場等の整備を推進する。

併せて、高齢者、障がい者等の通行の安全と円滑を図るとともに、高齢運転者の増加に対応するため、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等を推進する。

また、駅前等の交通結節点において、エレベーター等の設置、スロープ化や 建築物との直結化が図られた立体横断施設、交通広場等の整備を推進し、歩き たくなるような安全で快適な歩行空間を積極的に確保する。

特に、バリアフリー法に基づく重点整備地区に定められた駅の周辺地区等においては、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、誰もが歩きやすい幅の広い歩道、道路横断時の安全を確保する機能を付加したバリアフリー対応型信号機等の整備を図る。

また、歩行者等支援情報通信システム (PICS\*) を整備し、高齢者、障がい者等の安全な移動を支援する。

さらに、視覚障がい者誘導用ブロック、歩行者用の案内標識、バリアフリーマップ等により、公共施設の位置や施設までの経路等を適切に案内する。

(イ) 横断歩道、バス停留所付近の違法駐車等の悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りを強化するとともに、高齢者、障がい者等の円滑な移動を阻害する要因となっている歩道や視覚障がい者誘導用ブロック上等の自動 二輪車等の違法駐車についても、放置自転車等の撤去を行う市町村と連携を図りつつ積極的な取締りを推進する。

#### (2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化

高規格幹線道路(自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり、高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路で構成。)から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する。

特に、高規格幹線道路等、事故率の低い道路利用を促進するとともに、生活道路 においては、車両速度の抑制や通過交通を排除し、歩行者、自転車中心の道路交通 を形成する。

#### (3) 幹線道路における交通安全対策の推進

幹線道路における交通安全については、事故危険箇所を含め死傷事故率の高い区間や、地域の交通安全の実績を踏まえた区間を優先的に選定し、対策立案段階では、「成果を上げるマネジメント」を推進するとともに、急ブレーキデータ等のビッグデータを活用した潜在的危険箇所の対策などきめ細かく効率的な事故対策を推進する。また、高規格幹線道路から生活道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう道路の体系的整備を推進するとともに、他の交通機関との連携強

. .

<sup>\*</sup> PICS: Pedestrian Information and Communication Systems

化を図る道路整備を推進する。さらに、一般道路に比べて安全性が高い高規格幹線 道路の利用促進を図る。

## ア 事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進

道路整備事業の実施に当たって、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、少ない予算で最大の効果を獲得できるよう、「岐阜県道路交通環境安全推進連絡会議」等関係機関を中心に、「事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)」を推進する。

### イ 事故危険箇所対策の推進

事故危険箇所においては、公安委員会と道路管理者が連携して、信号機の新設・改良、歩車分離式信号の運用、道路標識の高輝度化等、歩道等の整備、交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、バス路線等における停車帯の設置及び防護柵、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の対策を推進する。

## ウ 幹線道路における交通規制

一般道路については、交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全 施設等の整備状況、道路交通実態の状況等を勘案しつつ、速度規制及び追越しの ための右側部分はみ出し通行禁止規制等について見直しを行い、その適正化を図 る。

また、新規供用の高速自動車国道等については、道路構造、交通安全施設の整備状況等を勘案し、適正な交通規制を実施する。

既供用の高速自動車国道等については、交通流の変動、道路構造の改良状況、 交通安全施設の整備状況、交通事故の発生状況等を総合的に勘案して、交通実態 に即した交通規制となるよう見直しを行う。特に、交通事故多発区間においては、 大型貨物自動車等の通行区分規制、追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規 制、速度規制等の必要な安全対策を推進する。交通事故、天候不良等の交通障害 が発生した場合は、臨時交通規制を迅速かつ的確に実施し、二次事故の防止を図 る。

#### エ 重大事故の再発防止

社会的影響の大きい重大事故が発生した際は、速やかに「岐阜県交通事故防止対策委員会」等を活用し、事故要因を調査し、関係行政機関、警察、道路管理者との密接な連携のもと、同様の事故の再発防止対策を行う。

#### オ 適切に機能分担された道路網の整備

高規格幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークを体系的に整備する とともに、歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車 等の異種交通の分離を図る。

#### (ア) 安全性の高い高規格幹線道路等の整備

一般道路に比較して死傷事故率が低く安全性の高い高規格幹線道路等の整備やインターチェンジの増設等による利用しやすい環境を整備し、より多くの交通量を分担させることによって道路ネットワーク全体の安全性を向上させる。

なお、通過交通の排除と交通の効果的な分散により、円滑で安全な道路交通 環境を確保するため、バイパス及び環状道路等の整備を推進する。

#### (イ) 居住地域及び商業地域における道路整備の推進

幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等においては、通過交通をできる限り幹線道路に転換させるとともに、補助的な幹線道路、区画道路、歩行者専用道路等の系統的な整備を推進する。また、公安委員会により実施される交通規制及び交通管制との連携を強化し、ハンプ・狭さく等による車両速度及び通過交通の抑制等の整備を総合的に実施する。

#### (ウ) 県民のニーズに応じた効率的な輸送体系の確立

道路混雑の解消等円滑な交通流が確保された良好な交通環境を形成するため、道路交通、鉄道等複数の交通機関の連携を図るマルチモーダル施策を推進し、鉄道駅等の交通結節点へのアクセス道路の整備等を推進し、県民のニーズに応じた効率的な輸送体系を確立する。

## カ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進

高速自動車国道等においては、交通安全施設等の整備を計画的に進めるとともに、渋滞区間における道路の拡幅等の改築事業、適切な道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進し、安全水準の維持、向上を図る。

#### (ア) 事故多発区間の対策

高速自動車国道等においては、事故多発区間について、雨天、夜間等の事故 要因の詳細な分析を行い、これに基づき中央分離帯強化型防護柵、自発光式視 線誘導標、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を重点的に実施する。

また、逆走及び歩行者、自転車等の立入り事案による事故防止のための標識や路面標示の整備、渋滞区間における追突事故防止を図るため、臨時情報板を含む情報板の効果的な活用を推進するほか、後尾警戒車等により渋滞最後尾付近の警戒を行うなど、総合的な事故防止対策を推進する。

併せて、高速自動車国道等におけるヘリコプターによる救助・救急活動を支援する。

## (イ) 安全で快適な走行環境の確保

安全で快適な自動車走行環境を確保するため、本線拡幅やインターチェンジの改良、事故や故障による停車車両の早期撤去等による渋滞対策、休憩施設の 混雑解消等を推進する。

道路利用者の多様なニーズに応え、道路利用者へ適切な道路交通情報等を提供する道路交通情報通信システム(VICS<sup>\*\*</sup>)及びETC2.0等の整備・拡充を図るとともに、渋滞の解消及び利用者サービスの向上を図るため、情報通信技術を活用して即時に道路交通情報の提供を行う利用者サービスの向上等を推進する。

### キ 改築等による交通事故対策の推進

交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、次の 方針により道路の改築等による交通事故対策を推進する。

## (ア) 道路交通の安全に寄与する道路の改築事業の推進

歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅、バイパスの整備と併せた道路空間の再配分、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路の整備等の道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を推進する。

交差点及びその付近においては、交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化、立体交差化等を推進する。

また、道路の機能と沿道の土地利用を含めた道路の利用実態との調和を図るため、交通流の実態を踏まえつつ、沿道からのアクセスを考慮した副道等の整備、植樹帯の設置、路上駐停車対策等の推進を図る。

#### (イ) 地域の状況に即した整備の推進

商業系地区等においては、歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行空間 を確保するため、幅の広い歩道、自転車道、自転車専用通行帯等の整備を推進 する。

交通混雑が著しい市街地、鉄道駅周辺等においては、人と車の交通を体系的 に分離するため、地区周辺の幹線道路、ペデストリアンデッキ、交通広場等の 総合的な整備を図る。

歴史的な街並みや史跡等卓越した歴史的環境の残る地区においては、地区内の交通と観光交通、通過交通を適切に分離するため、歴史的地区への誘導路、地区内の生活道路、歴史的みちすじ等の整備を体系的に推進する。

<sup>\*</sup> VICS: Vehicle Information and Communication System

### ク 交通安全施設等の高度化

交通実態に応じて、複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化・プログラム多段系統化等の信号制御の改良を推進するとともに、疑似点灯防止による視認性の向上に資する信号灯器のLED化を推進する。

また、道路の構造、交通の状況等に応じて、道路標識の高輝度化等、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を推進するほか、キロポスト(地点標)及び対向車接近システムの整備を推進する。

## (4) 交通安全施設等の整備事業の推進

平成 27 年度から 32 年度までを計画期間とする社会資本整備重点計画(平成 27 年 9 月 18 日閣議決定)に即して、公安委員会及び道路管理者が連携し、事故実態の調査・分析を行いつつ、次の方針により重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。

## ア 交通安全施設等の戦略的維持管理

公安委員会では、整備後長期間が経過し老朽化した信号機等の交通安全施設等について、平成25年に「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において策定された「インフラ長寿命化基本計画」等に即して、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの削減等を推進する。

#### イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

生活道路においては、人優先の考えの下、「ゾーン 30」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、 少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全・安心な歩行空間の確保を図る。

また、自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策 等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。

#### ウ 幹線道路対策の推進

幹線道路では、事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を 実施する。この際、事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、 信号機の改良、交差点改良等の対策を実施する。

#### エ 交通円滑化対策の推進

信号機の改良、交差点の立体化、開かずの踏切の解消等を推進するほか、駐車対策の実施により、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進するとともに、自動車からの二酸化炭素排出の抑止を推進する。

## オ 高度道路交通システム(ITS)の推進による安全で快適な道路交通環境の実 現

交通情報の収集・分析・提供や交通状況に即応した信号制御その他道路における交通の規制を広域的かつ総合的に行うため、交通管制エリアの拡大を始め、交通管制システムの充実・改良を図る。

具体的には、複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化・プログラム 多段系統化等の信号制御の改良を図るほか、最先端の情報通信技術等を用いて、 光ビーコンの整備拡充、交通管制センターの改良等により新交通管理システム (UTMS\*\*)を推進するとともに、情報収集・提供環境の拡充等により、道路 交通情報提供の充実等を推進し、安全で快適な道路環境の実現を図る。

### カ 道路交通環境整備への住民参加の促進

地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、「標識BOX」、「信号機BOX」等を活用して、道路利用者等が日常から抱いている意見を道路交通環境の整備に反映する。

## キ 連絡会議等の活用

「岐阜県道路交通環境安全推進連絡会議」や「岐阜県交通事故防止対策委員会」 等を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等 に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

## (5) 歩行者空間のバリアフリー化

高齢者や障がい者等を含めて全ての人が安全に、安心して参加し活動できる社会を実現するため、「岐阜県福祉のまちづくり条例」の理念を踏まえ、駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ歩行空間の連続的・面的なバリアフリー化を積極的に推進する。また、バリアフリー化を始めとする安全・安心な歩行空間を整備する。

#### (6)無電柱化の推進

歩道の幅員の確保や歩行空間のバリアフリー化等により歩行者の安全を図るため、安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上、良好な景観の形成、情報通信ネットワークの信頼性の向上、観光振興の観点から、新たな無電柱化計画を策定し、道路の新設、拡幅等を行う際に同時整備を推進する。また、電線共同溝の浅層埋設等低コスト手法の導入によるコスト縮減等を図るほか、地上機器の小型化による歩行者の安全性確保などの取組により、本格的な無電柱化を推進する。

#### (7) 効果的な交通規制の推進

地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直

<sup>\*</sup>UTMS: Universal Traffic Management Systems

しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図る。

速度規制については、最高速度規制が交通実態に合った合理的なものとなっているかどうかの観点から、点検・見直しを進めることに加え、一般道路においては、実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、規制速度の引上げ、規制理由の周知措置等を計画的に推進するとともに、生活道路においては、速度抑制対策を積極的に推進する。

駐車規制については、必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制を推進する。

信号制御については、歩行者・自転車の視点で、信号をより守りやすくするため に、横断実態等を踏まえ、歩行者の待ち時間の長い押しボタン式信号の改善を行う など、信号表示の調整等の運用の改善を推進する。

さらに、公安委員会が行う交通規制の情報についてデータベース化を推進し、効果的な交通規制を行う。

#### (8) 自転車利用環境の総合的整備

## ア 安全で快適な自転車利用環境の整備

歩行者と自転車の事故を減らすため、自転車は車両であるとの原則の下、自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路等の自転車走行空間ネットワークの整備により、自転車利用環境の総合的な整備を推進する。

また、自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置区間や自転車と自動車を混在させる区間では、 周辺の交通実態等を踏まえ、必要に応じて、駐車禁止又は駐停車禁止の規制を実施する。

#### イ 自転車等の駐車対策の推進

市町村における自転車等駐車対策協議会の設置、総合計画の策定を促進するとともに、自転車等の駐車需要の多い地域及び今後駐車需要が著しく多くなることが予想される地域を中心に、自転車駐車場等の整備を推進する。また、施設管理者等による自転車駐車場等の整備を支援する。

鉄道の駅周辺等における放置自転車等の問題の解決を図るため、関係機関が適切な協力関係を保持し、地域の状況に応じ、条例を制定するなどして、駅前広場及び道路に放置されている自転車等の整理・撤去等の推進を図る。

特に、バリアフリー法に基づく重点整備地区内における生活関連経路を構成する道路においては、高齢者、障がい者等の移動の円滑化のため、広報啓発活動等の違法駐車を防止する取組及び自転車駐車場等の整備を重点的に推進する。

#### (9) 高度道路交通システム (ITS) の活用

道路交通の安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減

等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的に、最先端の情報通信技術等を用いた新しい道路交通システムである ITS を引き続き推進する。

### ア 道路交通情報通信システムの整備

リアルタイムの渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供する道路交通情報通信システム(VICS)の整備・拡充を推進するとともに、高精度な情報提供の充実及び対応車載機の普及を図る。

## イ 新交通管理システム(UTMS)の推進

光ビーコンの機能を活用してUTMSの整備を行うことによりITSを推進し、安全・円滑かつ快適で環境負荷の低い交通社会の実現を目指す。

## ウ 交通事故防止のための運転支援システムの推進

交通管制システムのインフラ等を利用して、安全運転支援システム (DSSS\*) の導入・整備、及び信号情報活用運転支援システム (TSPS\*) の整備を推進する。

## エ ETC2.0の展開

ETCの通信技術をベースとしたETC2.0サービスの普及・促進を官民一体となって展開していく。ETC2.0対応カーナビ及びETC2.0 車載器により、 渋滞回避支援、安全運転支援、災害時の支援といった情報提供サービスを提供する。

## オ 道路運送事業に係る高度情報化の推進

公共交通機関の利用促進や物流の効率化を進めるため、公共車両優先システム (PTPS\*) 及び車両運行管理システム (MOCS\*) の整備を推進する。

#### (10) 交通需要マネジメント (TDM) の推進

依然として厳しい道路交通渋滞を緩和し、道路交通の円滑化を図ることによる交通安全の推進に資するため、バイパス・環状道路の整備や交差点の改良等の交通容量の拡大策、交通管制の高度化等に加えて、パークアンドライドの推進、情報提供の充実、時差通勤・通学、フレックスタイム制の導入等により、道路利用の仕方に工夫を求め、輸送効率の向上や交通量の時間的・空間的平準化を推進する。

交通の円滑化等に係る施策については、平成25年12月に公布・施行された交通 政策基本法(平成25年法律第92号)及び平成27年2月に閣議決定された交通政 策基本計画に即して、国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者、住民

\* TSPS: Traffic Signal Prediction Systems

\* PTPS: Public Transportation Priority Systems

\* MOCS: Mobile Operation Control Systems

<sup>\*</sup> DSSS: Driving Safety Support Systems

その他の関係者が相互に連携を図りながら協力し、総合的かつ計画的に推進する。

## ア 公共交通機関利用の促進

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)に基づく地域公共交通網形成計画の策定を推進し、持続可能な地域公共交通網の再構築を進めるなど、公共交通機関利用の促進を図る。

具体的には、道路交通混雑が著しい一部の道路について、バス専用・優先レーンの設定、ハイグレードバス停や公共車両優先システム(PTPS)の整備、パークアンドバスライドやコミュニティバスの導入等のバスの利用促進を図るための施策を推進する。

また、鉄道・バス事業者による運行頻度・運行時間の見直し、乗り継ぎ改善等により、利用者の利便性の向上を図るとともに、パークアンドライド駐車場、自転車道、自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路、駅前広場等の整備を促進し、乗換拠点等の交通結節機能を強化する。

## イ 自動車利用の効率化

貨物自動車の積載率の向上等により効率的な自動車利用等を推進するため、共同配送システムの構築、車両運行管理システム(MOCS)の導入等による物流の効率化等の促進を図る。

#### (11) 災害に備えた道路交通環境の整備

## ア 災害に備えた道路の整備

地震、豪雨、豪雪等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。

地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネット ワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。

また、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進するとともに、災害発生時に、避難場所等となる「道の駅」について防災拠点としての活用を推進する。

#### イ 災害に強い交通安全施設等の整備

災害が発生した場合においても安全で円滑な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の整備を推進するとともに、道路災害の監視システムの開発・導入や交通規制資機材、信号機電源付加装置の整備を推進する。

また、オンライン接続により岐阜県警察の交通管制センターから詳細な交通情報をリアルタイムで警察庁に収集し、広域的な交通管理に活用する「広域交通管制システム」の的確な運用を推進する。

## ウ 災害発生時における交通規制

災害発生時においては、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を把握した上で、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)の規定に基づく通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施する。

### エ 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・ 分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等に対 する道路交通情報の提供等に資するため、地震計、交通監視カメラ、車両感知器、 道路交通情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、イ ンターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。

また、民間事業者が保有するプローブ情報を活用しつつ、災害時に交通情報を 提供するための環境の整備を推進する。

## (12) 総合的な駐車対策の推進

道路交通の安全と円滑を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、道路交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進する。

## ア きめ細かな駐車規制の推進

地域住民等の意見要望等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通 実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進する。

## イ 違法駐車対策の推進

悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向して、地域の実態に応じたメリハリを付けた取締りを推進する。

なお、運転者の責任を追及できない放置車両について、当該車両の使用者に対する放置違反金納付命令及び繰り返し放置違反金納付命令を受けた使用者に対する使用制限命令の積極的な活用を図り、使用者責任を追及する。他方、交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な駐車違反については、運転者の責任追及を徹底する。

#### ウ 駐車場等の整備

自動車交通が混雑する地区等において、市町村が行う駐車場整備地区の都市計画決定の助言を行う。

#### エ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚

違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、県民への広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体との密接な連携を図り、地域交通安全活動推

進委員の積極的な活用等により、住民の理解と協力を得ながら違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚を図る。

### オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進

地域の駐車管理構想を見直し、自治会、地元商店街等地域の意見要望を十分に 踏まえた駐車規制の点検・改善、道路利用者や関係事業者等による自主的な取組 の促進、自治体や道路管理者による路外駐車場や路上荷捌きスペース整備の働き かけ、違法駐車の取締り、積極的な広報・啓発活動等ハード・ソフトー体となっ た総合的な駐車対策を推進する。

#### (13) 道路交通情報の充実

### ア 情報収集・提供体制の充実

安全かつ円滑な道路交通を確保するため、光ビーコン、交通監視カメラ、車両 感知器、交通情報板、道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充 実を図るとともに、交通管制エリアの拡大等の交通管制システムの充実・高度化 を図るほか、交通規制情報のデータベース化を推進する。

また、高度道路交通システム(ITS)の一環として、運転者に渋滞状況等の 道路交通情報を提供する道路交通情報通信システム(VICS)やETC2.0の 整備・拡充を積極的に図ることにより、交通の分散を図り、交通渋滞を解消し、 交通の安全と円滑を推進する。

#### イ 高度道路交通システム (ITS) を活用した道路交通情報の高度化

VICSやETC2.0の整備・拡充を積極的に図るとともに、ETC2.0対応 カーナビ及びETC2.0車載器を活用し、情報提供の高度化を図り、交通の分散 による交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑化を推進する。

#### ウ 適正な道路交通情報提供事業の促進

予測交通情報を提供する事業者の届出制、不正確又は不適切な予測交通情報の提供により道路における交通の危険や混雑を生じさせた事業者に対する是正勧告措置等を規定した道路交通法(昭和35年法律第105号)及び交通情報を提供する際に事業者が遵守すべき事項を定めた交通情報の提供に関する指針(平成14年国家公安委員会告示第12号)に基づき、事業者に対する指導・監督を行い、交通情報提供事業の適正化を図ること等により、民間事業者による正確かつ適切な道路交通情報の提供を促進する。

## エ 分かりやすい道路交通環境の確保

時間別・車種別等の交通規制の実効を図るための視認性・耐久性に優れた大型 固定標識及び路側可変標識の整備並びに系統的で分かりやすい案内標識の整備 を推進する。 また、主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、ルート番号等を用いた案内標識の設置の推進、案内標識の英語表記改善の推進等により、国際化の進展への対応に努める。

## (14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

### ア 道路の使用及び占用の適正化等

#### (ア) 道路の使用及び占用の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。

### (イ) 不法占用物件の排除等

道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態把握、強力な指導 取締りによりその排除を行い、特に市街地について重点的にその是正を実施す る。

さらに、不法占用等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い、「道路ふれあい月間」等を中心に道路の愛護思想の普及を図る。

なお、道路工事調整等を効果的に行うため、コンピュータ・マッピング・システムの更なる充実及び活用の拡大を図る。

#### (ウ) 道路の掘り返しの規制等

無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。

さらに、掘り返しを防止する抜本的対策として共同溝等の整備を推進する。

#### イ 休憩施設等の整備の推進

過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、都市間の一般道路において追越しのための付加車線や「道の駅」等の休憩施設等の整備を積極的に推進する。

## ウ 子供の遊び場等の確保

子供の遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故の防止に資するとともに、都市における良好な生活環境づくり等を図るため、社会資本整備重点計画等に基づき、住区基幹公園、都市基幹公園等の整備を推進する。

さらに、繁華街、小住宅集合地域、交通頻繁地域等、子供の遊び場等の環境に 恵まれない地域又はこれに近接する地域に、優先的に、主として幼児及び小学校 低学年児童を対象とした児童館及び児童遊園を設置するとともに、公立の小学校、 中学校及び高等学校の校庭及び体育施設、社会福祉施設の園庭等の開放の促進を 図る。

## エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法(昭和27年法律第180号)に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。また、危険物を積載する車両の通行の禁止又は制限及び道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、指導取締りを推進する。

## オ 地域に応じた安全の確保

積雪寒冷特別地域においては、冬期積雪・凍結路面対策として除雪優先区間の設定や早めの通行止めによる迅速な除雪の実施、凍結防止剤散布の実施、交差点等における消融雪施設等の整備、流雪溝、チェーン着脱場等の整備を推進する。さらに、気象、路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。

#### 2 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有している。このためには、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたる学習を促進して、県民一人一人が交通安全を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要である。また、人優先の交通安全思想の下、高齢者、障がい者等の交通環境における弱者に関する知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通

事故の被害者にも加害者にもならない意識を育てることが重要である。

このため、交通安全教育指針(平成 10 年国家公安委員会告示第 15 号)等を活用し、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行う。特に、高齢化が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代に対しても高齢者の特性を知り、その上で高齢者を保護し、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導を強化する。さらに、自転車を使用することが多い小学生、中学生及び高校生に対しては、交通社会の一員であることを考慮し、自転車運転者講習制度の施行も踏まえ、自転車利用に関する道路交通の基礎知識、交通安全意識及び交通マナーに係る教育を充実させる。学校においては、教育活動全体を通じて計画的かつ組織的に実施するよう努めるとともに、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)に基づく学校安全計画により、児童生徒等に対し、通学を含めた学校生活、その他の日常生活における交通安全に関する指導を実施する。障がいのある児童生徒等に対しては、特別支援学校等において、その障がいの特性を踏まえ、交通安全に関する指導に配慮する。

交通安全教育・普及啓発活動を行うに当たっては、参加・体験・実践型の教育方法 を積極的に取り入れ、県民が自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよ う、必要な情報を分かりやすく提供することに努める。

特に若者を中心とする層に対しては、交通安全に関する効果的な情報提供により交通安全意識の高揚を図るとともに、自らも主体的に交通安全の啓発活動等に取り組むことができる環境の整備に努める。

加えて、関係機関・団体、地域社会、企業及び家庭がそれぞれの特性を生かし、互いに連携をとりながら地域ぐるみの活動を推進する。そのために、交通安全教育・普及啓発活動に当たる担当職員の指導力の向上を図るとともに、地域における民間の指導者を育成することなどにより、地域の実情に即した自主的な活動を促進する。

また、地域ぐるみの交通安全教育・普及啓発活動を効果的に推進するため、高齢者を中心に、子供、親の3世代が交通安全をテーマに交流する世代間交流の促進に努める。

さらに、交通安全教育・普及啓発活動の効果を事後に検証・評価することにより、 効果的な実施に努めるとともに、交通安全教育・普及啓発活動の意義、重要性等について関係者の認識を深める。

#### (1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

### ア 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とする。

幼稚園、保育所及び認定こども園においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。これらを効果的に実施するため、紙芝居や視聴覚教材等を利用したり親子で実習したりするなど、分かりやすい指導に努めるとともに、指導資料の作成、教職員の指導力の向上及び教材・教具の整備を推進する。また、幼児交通安全クラブ(ぞうさんクラブ)等の組織化を推進し、その活動の強化を図る。

児童館及び児童遊園においては、遊びによる生活指導の一環として、交通安全 に関する指導を推進する。関係機関・団体は、幼児の心身の発達や交通状況等の 地域の実情を踏まえた幅広い教材・教具・情報の提供等を行うことにより、幼稚 園、保育所及び認定こども園において行われる交通安全教育の支援を行うととも に、家庭において適切な指導ができるよう保護者に対する交通安全講習会等を実 施する。

また、交通ボランティアによる幼児に対する通園時の安全な行動の指導、保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進する。

#### イ 小学生に対する交通安全教育の推進

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。

小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用と点検整備、乗り物の安全な利用と自動車の機能(特にシートベルトの重要性)、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について、重点的に交通安全教育を実施する。

このため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室を一層推進するほか、教員等を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施する。

関係機関・団体は、小学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、児童に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。また、日常生活の中で模範的な行動をとり、歩行中、自転車乗用中等実際の交通の場面で、児童に対し、基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう保護者を対象とした交通安

全講習会等を開催する。

さらに、交通ボランティアによる通学路における児童に対する安全な行動の指導、児童の保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進する。

## ウ 中学生に対する交通安全教育の推進

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とする。

中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用と点検整備、自動車等の特性と機能(特にシートベルトの重要性)、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施する。

このため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室を一層推進するほか、教員等を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施する。

関係機関・団体は、中学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、保護者対象の交通安全講習会や中学生に対する補完的な交通安全教育を推進する。

## エ 高校生に対する交通安全教育の推進

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車の利用者及び二輪車の運転者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目標とする。

高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、 学校の教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性(特 にシートベルトの重要性)、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等につ いて更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得す ることが予想されることから、免許取得前における交通安全教育を行う。

特に、二輪車・自動車の安全に関する指導については、生徒の実態や地域の実情に応じて、安全運転を推進する機関・団体やPTA等と連携しながら、安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図る。

このため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室を一層推進するほか、教員等を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施する。

関係機関・団体は、高等学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、高校

生及び相当年齢者に対する補完的な交通安全教育を推進する。また、小中学校等との交流を図るなどして高校生の果たしうる役割を考えさせるとともに、MSリーダーズ等ボランティアに対する支援を行うなど、交通安全活動への積極的な参加を促す。

### オ 成人に対する交通安全教育の推進

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実を図る。

運転免許取得時の教育は、自動車教習所における教習が中心となることから、 教習水準の一層の向上を図る。

免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び技術、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者等の心情等交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識・交通マナーの向上について、公安委員会が行う各種講習、自動車教習所等が受講者の特性に応じて行う運転者教育及び事業所の安全運転管理の一環として安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育を中心として行う。

自動車の使用者は、安全運転管理者、運行管理者等を法定講習、指導者向けの 研修会等へ積極的に参加させ、事業所における自主的な安全運転管理の充実を図 る。

また、社会人を対象とした学級・講座等における交通安全教育の促進を図るなど、公民館等の社会教育施設における交通安全のための諸活動を促進するとともに、関係機関・団体、交通ボランティア等による活動を促進する。

大学生・専修学校生等に対しては、学生の自転車や二輪車・自動車の事故・利用等の実態に応じ、関係機関・団体等が連携し、交通安全教育の充実を図る。

#### カ 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とする。

高齢者に対する交通安全教育を推進するため、高齢者に対する交通安全指導担当者の養成、指導体制の充実を図るとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進する。また、関係機関・団体、交通ボランティア等と連携して、高齢者の交通安全教室等を開催するとともに、高齢者に対する社会教育活動・福祉活動、各種の催し等の多様な機会を活用した交通安全教育を実施する。特に、老人クラブ未加入、運転免許非保有者など、交通安全教育を受ける機会のなかっ

た高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導、高齢者と日常的に接する機会を利用した助言等により、高齢者の移動の安全が地域ぐるみで確保されるように努める。また、高齢者の自発性を促すため、高齢者の事故実態に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を行う「高齢者交通安全大学校」での学習や、高齢歩行者等実技講習「シルバー・セーフティ・スクール」を開催し、その受講を奨励するほか、反射材用品の活用等交通安全用品の普及促進を図る。

高齢運転者に対しては、高齢者講習及び更新時講習における高齢者学級の内容の充実に努めるほか、関係機関・団体、自動車教習所等と連携して、高齢運転者実技講習「シルバー・ドライビング・スクール」等を開催し、受講を奨励するほか、70歳以上の高齢運転者には、運転車両に高齢運転者標識(高齢者マーク)を表示するように促す。また、身体機能の衰えを自覚する高齢運転者やその家族などに対し、運転免許証の自主返納制度について周知を図るとともに、関係機関・団体による自主返納制度に係る支援施策の促進に努める。

自転車を利用する高齢者に対しては、安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを重点に、自転車シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

電動車いすを利用する高齢者に対しては、関係機関・団体等と連携して、購入 時等における安全利用に向けた指導・助言を徹底するとともに、継続的な交通安 全教育の促進を図る。

また、地域における高齢者の安全運転の普及を促進するため、高齢者交通安全 指導員等を対象とした安全運転教育を実施する。

さらに、地域及び家庭において適切な助言等が行われるよう、交通ボランティアによる啓発活動や、高齢者を中心に、子供、親の3世代が交通安全をテーマに交流する世代間交流の促進を図る。

#### キ 障がい者に対する交通安全教育の推進

障がい者に対しては、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障がいの程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進する。また、手話通訳員の配置、字幕入りビデオの活用等に努めるとともに、身近な場所における教育機会の提供、効果的な教材の開発等に努める。

さらに、自立歩行ができない障がい者に対しては、介護者、交通ボランティア 等の障がい者に付き添う者を対象とした講習会等を開催する。

#### ク 外国人に対する交通安全教育の推進

外国人に対し、我が国の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を 目的に、外国人交通安全教育指導員等を効果的に活用し、交通安全教育を推進す る。定住外国人に対しては、母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え 方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育に努めるとともに、外国人を 雇用する使用者等を通じ、外国人の講習会等への参加を促進する。また、増加が 見込まれる訪日外国人に対しても、外客誘致等に係る関係機関・団体と連携し、 各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進する。

#### (2) 効果的な交通安全教育の推進

交通安全教育を行うに当たっては、対象者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用する。

交通安全教育を行う機関・団体は、交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。

また、対象者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、シミュレーター等の教育機材等の充実及び映像記録型ドライブレコーダーによって得られた事故等の情報を活用するなど効果的な教育手法の開発・導入に努める。

さらに、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材の見直しを行うなど、常に効果的な交通安全教育ができるよう努める。

#### (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

#### ア 交通安全運動の推進

県民一人一人に広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するため、岐阜県交通対策協議会の構成機関・団体が相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開する。

交通安全運動の運動重点としては、高齢者の交通事故防止、子供の交通事故防止、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、夜間(特に薄暮時)における交通事故防止、自転車の安全利用の推進、飲酒運転の根絶等、本県の交通情勢に即した事項を設定するとともに、必要に応じて地域の重点を定める。

また、交通安全運動の実施に当たっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について広く県民に周知することにより、県民参加型の交通安全運動の充実・発展を図るとともに、関係機関・団体が連携し、運動終了後も継続的・自主的な活動が展開されるように努める。

さらに、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの参加促進を図り、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進する。

また、事後に、運動の効果を検証、評価することにより、一層効果的な運動が実施されるよう配意する。

#### イ 自転車の安全利用の推進

自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通

マナーを実践しなければならないことを理解させる。

自転車乗用中の交通事故や自転車の安全利用を促進するため、「自転車安全利用五則」(平成19年7月10日中央交通安全対策会議 交通対策本部決定)を活用するなどにより、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。特に、自転車の歩道通行時におけるルールや、スマートフォン等の操作や画面を注視しながらの乗車、イヤホン等を使用して安全な運転に必要な音が聞こえない状態での乗車の危険性等についての周知・徹底を図る。

自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通に 参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから、そうした意識の啓 発を図るとともに、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償責任保険等への加入を 加速化する。

また、自転車運転者講習制度を適切に運用し、危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対する教育を推進する。

薄暮の時間帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車の灯火の点灯を徹底し、自転車の側面等への反射材用品の取付けを促進する。

自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、保護者に対して幼児の同乗が運転操作に与える影響等を体感できる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するほか、幼児を同乗させる場合において安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及を促進するとともに、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させるよう広報啓発活動を推進する。

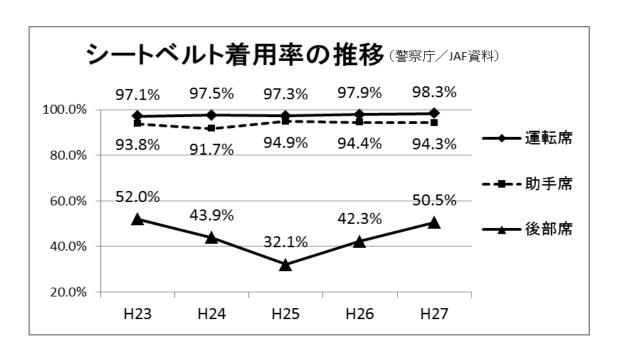
幼児・児童の保護者に対して、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット 着用による被害軽減効果についての理解促進に努め、幼児・児童の着用の徹底を 図るほか、高齢者や中学・高校生等、他の年齢層の自転車利用者に対し、ヘルメ ットの着用を促進する。

## ウ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を 含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図る

このため、関係機関・団体等の協力の下、あらゆる機会・媒体を通じて着用徹底の啓発活動等を展開する。

特に、高速乗合バス及び貸切バス等の事業者と連携し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発を推進する。

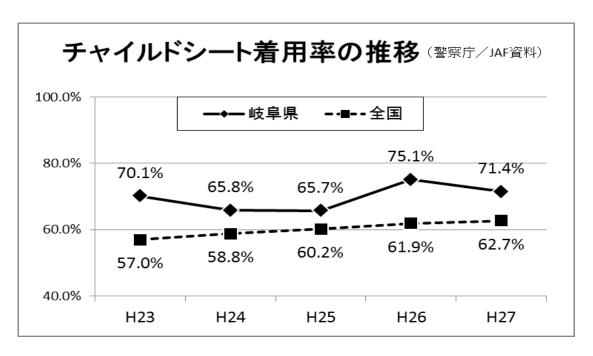


# エ チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、着用推進シンボルマーク等を活用しつつ、幼稚園、保育所、認定こども園、病院等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め、正しい使用の徹底を図る。特に、5歳児、6歳児の保護者に対し、その取組を強化する。

なお、6歳以上であっても、体格等の状況により、シートベルトを適切に着用させることができない子供にはチャイルドシートを使用させることについて、広報啓発に努める。

また、市町村等が実施している各種支援制度の活用を通じて、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを促進するとともに、正しい使用方法の周知徹底を推進する。



# オ 反射材用品等の普及促進

夕暮れ時から夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品や自発光式ライト等の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに、反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施を推進する。

反射材用品等は、全年齢層を対象として普及を図る必要があるが、歩行中の交通事故死者数の中で占める割合が高い高齢者に対しては、特にその普及の促進を図る。また、衣服や靴、鞄等の身の回り品への反射材用品の組み込みを推奨する。

# カ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに、交通ボランティアや安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め、「飲酒運転をしない、させない」という県民の規範意識の確立を図る。

また、アルコール依存症に関する広報啓発を行うとともに、相談、指導及び支援等につながるよう、関係機関・団体が連携した取組の推進に努める。

# キ 危険ドラッグ対策の推進

教育機関等へ薬物の専門家を派遣し、啓発活動を行う等、危険ドラッグの危険 性・有害性に関する普及啓発を図る。

# ク 効果的な広報の実施

テレビ、ラジオ、新聞、携帯端末、インターネット、街頭ビジョン等の広報媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報、交通事故被害者等の声を取り入れた広報等、具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施するなど、実効の挙がる広報を行う。

家庭、学校、職場、地域等と一体となった広範なキャンペーンや、官民が一体となった各種の広報媒体を通じての集中的なキャンペーン等を積極的に行うことにより、高齢者の交通事故防止、子供の交通事故防止、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶、違法駐車の排除等を図る。また、交通安全に果たす家庭の役割は極めて大きいことから、家庭向け広報媒体の積極的な活用、市町村、町内会等を通じた広報等により家庭に浸透するきめ細かな広報の充実に努める。

さらに、民間団体の交通安全に関する広報活動を援助するため、交通の安全に関する資料、情報等の提供を積極的に行うとともに、報道機関の理解と協力を求

め、県内の交通安全気運の盛り上がりを図る。

# ケ その他の普及啓発活動の推進

- (ア) 高齢者の交通事故防止に関する県民の意識を高めるため、高齢運転者標識(高齢者マーク)の普及促進を図るとともに、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響等について科学的な知見に基づいた広報を積極的に行う。また、他の年齢層に高齢者の特性を理解させるとともに、高齢者マークを取り付けた自動車への保護意識の高揚を図る。
- (イ) 薄暮の時間帯から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、 夜間の重大事故の主原因となっている最高速度違反、飲酒運転等による事故 実態・危険性等を広く周知し、これら違反の防止を図る。

また、季節や気象の変化、地域の実態等に応じ、交通情報板等を活用するなどして自動車及び自転車の前照灯の早期点灯を促す。

- (ウ) 二輪車運転者の被害軽減を図るため、プロテクターの着用について、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進するなど、胸部等保護の重要性について理解増進に努める。
- (エ) 県民が、交通事故の発生状況を認識し、交通事故防止に関する意識の啓発等を図ることができるよう、地理情報システム等を活用した交通事故分析の高度化を推進し、インターネット等各種広報媒体を通じて事故データ及び事故多発地点に関する情報の提供・発信に努める。
- (オ) 自動車アセスメント情報や、安全装置の有効性、自動車の正しい使い方、 点検整備の方法に係る情報、交通事故の概況等の情報を総合的な安全情報と して取りまとめ、自動車ユーザー、自動車運送事業者、自動車メーカーの情 報の受け手に応じ適時適切に届けることにより、関係者の交通安全に関する 意識を高める。

#### (4)交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の養成等の事業及び 諸行事に対する援助並びに交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど、その 主体的な活動を促進する。また、地域団体、自動車整備・販売団体、自動車利用者 団体等については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効 果的かつ積極的に行われるよう、四季の交通安全運動等の機会を利用して働き掛け を行う。そのため、交通安全対策に関する行政・民間団体間及び民間団体相互間に おいて定期的に連絡協議を行い、交通安全に関する県民総ぐるみの活動の展開を図 る。 また、組織化されていない交通ボランティア等に対しては、資質の向上につながる援助を行うことなどにより、その主体的な活動及び相互間の連絡協力体制の整備を促進する。

特に、民間団体・交通ボランティア等が主体となった交通安全教育・普及啓発活動の促進を図るため、交通安全教育の指導者を育成するためのシステムの構築及びカリキュラムの策定を図る。

# (5) 住民の参加・協働の推進

交通の安全は、住民の安全意識により支えられることから、住民自らが交通安全 に関する自らの意識改革を進めることが重要である。

このため、交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に進める。

このような観点から、住民や道路利用者による「ヒヤリ地図」の作成や交通安全総点検等住民が積極的に参加できるような取組を進める。

### 3 安全運転の確保

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であり、 このため、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者までを含めた 運転者教育等の充実を図る。特に、今後大幅に増加することが予想される高齢運転者 に対する教育等の充実を図る。

また、運転者に対して、運転者教育、安全運転管理者による指導、その他広報啓発等により、横断歩道においては、歩行者が優先であることを含め、高齢者や障害者、子供を始めとする歩行者や自転車に対する保護意識の高揚を図る。

さらに、企業・事業所等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業 所等の自主的な安全運転管理対策の推進及び自動車運送事業者の安全対策の充実を 図るとともに、交通労働災害の防止等を図るための取組を進める。

加えて、道路交通の安全に影響を及ぼす自然現象等に関する適時・適切な情報提供を実施するため、ICT等を活用しつつ、道路交通に関連する総合的な情報提供の充実を図る。

### (1) 運転者教育等の充実

安全運転を実践できる運転者を育成するため、免許取得前から、安全意識を醸成する交通安全教育の充実を図るとともに、免許取得時及び免許取得後においては、特に、実際の交通場面で安全に運転する能力を向上させるための教育を行う。

また、個々の心理的・性格的な適性を踏まえた教育、交通事故被害者等の手記等 を活用した講習等により交通事故の悲惨さの理解を深める教育、自らの身体機能の 状況や健康状態について自覚を促す教育等を行うことを通じて、運転者の安全に運 転しようとする意識及び態度を向上させるよう、教育内容の充実を図る。

### ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を勘案しつつ、教習カリキュラムの見直し・検討を進めるほか、教習指導員等の資質の向上、教習内容及び技法の充実を図り、教習水準を高める。

また、免許を取得しようとする者に対する取得時講習の充実を図る。

#### イ 運転者に対する再教育等の充実

取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習、更新時講習 及び高齢者講習により運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習施 設・設備の拡充を図るほか、講習指導員の資質向上、講習資機材の高度化並びに 講習内容及び講習方法の充実を図る。

特に、飲酒運転を防止する観点から、飲酒取消講習の確実な実施や飲酒学級の 充実を図る。

自動車教習所については、既に運転免許を取得した者に対する再教育も実施するなど、地域の交通安全教育センターとしての機能の充実を図る。

# ウ 二輪車安全運転対策の推進

取得時講習のほか、二輪車安全運転講習及び原付安全運転講習の充実を図る。また、指定自動車教習所における交通安全教育体制の整備等を促進し、二輪車運転者に対する教育の充実強化を図る。

# エ 高齢運転者対策の充実

高齢者講習の効果的実施、更新時講習における高齢者学級の拡充等を図る。 特に、認知機能検査に基づく高齢者講習においては、検査の結果に応じたきめ 細かな講習を実施するとともに、講習の合理化・高度化を図り、より効果的な教育を図る。

認知機能検査、運転適性相談等の機会を通じて、認知症の疑いがある運転者を 把握するとともに、臨時適性検査等の確実な実施により、安全な運転に支障のあ る者については運転免許の取消し等の行政処分を行う。

また、臨時適性検査等の円滑な実施のため、関係機関・団体等と連携して、同 検査等を実施する認知症に関する専門医の確保を図るなど、体制の強化に努める。 高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢運転者標識(高齢者マーク)の積極的 な使用の促進を図る。

# オ 高齢運転者支援の推進

自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るため、関係機関・団体が連携し、運転経歴証明書制度の周知、運転免許証を自主返納した者に対する公共交通機関の割引運賃等の支援措置の充実、自治体による持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の整備・拡充に努める。

### カ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

シートベルト、チャイルドシート及び乗車用へルメットの正しい着用の徹底を 図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を 通じて、着用効果の啓発等着用推進キャンペーンを積極的に行うとともに、シー トベルト等着用義務違反に対する街頭での指導取締りを推進する。

### キ 自動車安全運転センターの活用

自動車安全運転センター安全運転中央研修所における各種の訓練施設を活用 し、高度の運転技能と専門的知識を必要とする安全運転指導者や職業運転者、青 少年運転者等に対する参加・体験・実践型の交通安全教育の受講を積極的に推進 する。

# ク 自動車運転代行業の指導育成等

自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し、立入検査等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為の厳正な取締りを実施する。

# ケ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断については、自動車運送 事業等の安全を確保するため、事業者に対し、高齢運転者等に受診させるよう義 務付けるとともに、受診の環境を整えるため、適性診断実施の認定基準を明確化 したところであり、引き続き、適性診断の実施者への民間参入を促進する。

# コ 危険な運転者の早期排除

行政処分制度の適正かつ迅速な運用により長期未執行者の解消に努めるほか、 自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気等にかかっていると疑 われる者等に対する臨時適性検査等の迅速・的確な実施に努めるなど、危険な運 転者の早期排除を図る。

# (2) 運転免許制度の改善

県民の立場に立った運転免許業務を行うため、手続の簡素化の推進により更新負担の軽減を図るとともに、高齢者講習については、自動車教習所等と連携して、受講者の受入体制の拡充を図る。

さらに、運転免許施設における障がい者等のための設備・資機材の整備及び運転 適性相談活動の充実を図る。

### (3) 安全運転管理の推進

安全運転管理者及び副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)に 対する講習の充実等により、これらの者の資質及び安全意識の向上を図るとともに、 事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう安全 運転管理者等を指導する。

また、安全運転管理者等による若年運転者対策及び貨物自動車の安全対策の一層の充実を図るとともに、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り、企業内の安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図る。

さらに、事業活動に関してなされた道路交通法違反等についての使用者等への通報制度を十分活用するとともに、使用者、安全運転管理者等による下命、容認違反等については、使用者等の責任追及を徹底し適正な運転管理を図る。

事業活動に伴う交通事故防止を更に促進するため、映像記録型ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等(以下「ドライブレコーダー等」という。)の安全運転の確保に資する車載機器の普及促進に努めるとともに、ドライブレコーダー等によって得られた事故等の情報について、交通安全教育や安全運転管理等への活用を

### (4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進

事業用自動車の事故死者数・人身事故件数の半減等を目標に立てた事業用自動車 総合安全プランに基づく、安全体質の確立、コンプライアンスの徹底等についての 取組を推進する。

# ア 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立

事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント 評価を行う。運輸安全マネジメント評価にて、事業者によるコンプライアンスを 徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認する。

自動車運送事業等の運行管理者に対する指導講習については、自動車運送事業 等の安全を確保するため、事業者に対し、運行管理者に受講義務の徹底を推進す る。

また、事業者等の安全意識の高揚を図るため、メールマガジン「事業用自動車 安全通信」により、事業者等に事業用自動車による重大事故発生状況、事業用自 動車に係る各種安全対策等の情報を引き続き提供するとともに、外部専門家等の 活用による事故防止コンサルティング実施に対して支援するなど、社内での安全 教育の充実を図る。

# イ 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底

労働基準法(昭和22年法律第49号)等の関係法令等の履行及び運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者及び新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対しては、厳格化された基準に基づき厳正な処分を行う。

増加する訪日外国人旅行客や2020年の東京オリンピック・パラリンピックの 輸送ニーズに対応しつつ、安全性の確保に努めるため、バス発着場を中心とした 街頭検査を実施し、バス事業における交代運転者の配置、運転者の飲酒・過労等 の運行実態を把握する。

行政が保有する事業用自動車に関する各種情報の分析機能を強化するため、事業者特性・事故原因等の相関及び傾向を分析し、事故を惹起するおそれの高い事業者等を抽出する「事業用自動車総合安全情報システム」を構築し、効果的・効率的な指導・監督を実施することで、事業用自動車による事故の未然防止を図る。

関係行政機関との連携として、相互の連絡会議の開催及び指導監督結果の相互 通報制度等の活用により、過労運転に起因する事故等の通報制度の的確な運用と 業界指導の徹底を図る。

事業者団体等関係団体による指導として、適正化事業実施機関を通じ、過労運転・過積載の防止等、運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。

# ウ飲酒運転の根絶

点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認を徹底するよう 指導するとともに、常習飲酒者を始めとした運転者や運行管理者に対し、アルコ ールの基礎知識や節酒方法等の飲酒運転防止の専門的な指導を実施するアルコ ール指導員の普及促進を図り、事業者における飲酒運転ゼロを目指す。

また、危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無を図るため、危険ドラッグ等薬物に関する正しい知識や使用禁止について、運転者に対する日常的な指導・監督を徹底するよう、事業者や運行管理者等に対し指導を行う。

# エ ICT・新技術を活用した安全対策の推進

事業者による事故防止の取組を推進するため、衝突被害軽減ブレーキ等のAS V装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努め、更なる事故の削減を目指す。

# オ 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策

輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を現場関係者とも一丸となって実施させるとともに、新たな免許区分である準中型免許の創設を踏まえ、初任運転者向けの指導・監督マニュアルの策定や、高齢運転者等に対する、より効果的な指導方法の確立など、更なる運転者教育の充実・強化を検討・実施する。

# カ 事業用自動車の事故調査委員会等の強化

社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明や、より客観的で質の高い再発防止策を提言するため、平成26年に事業用自動車事故調査委員会が発足したところであり、引き続き、同委員会における事故の原因分析・再発防止策の提言を受け事業者等の関係者が適切に対応し、事故の未然防止に向けた取組を促進する。

### キ 運転者の体調急変に伴う事故防止対策の推進

運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知・徹底を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群、脳ドック等のスクリーニング検査の普及を図るための方策を検討・実施する。

### ク 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、貨物自動車運送事業者について、利用者が安全性の高い事業者を選択することができるようにするとともに、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」(通称Gマーク事業)を促進する。

また、関係行政機関及び民間団体等において、貨物自動車運送を伴う業務を発

注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業所(通称Gマーク認定事業所)の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら該当事業所が積極的に選択されるよう努める。

# (5) 交通労働災害の防止等

# ア 交通労働災害の防止

交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底を業種横断的に図ることにより、事業場における管理体制の確立、適正な労働時間等の管理、適正な走行管理、運転者に対する交通危険予知訓練等の教育、健康管理など、交通労働災害防止に対する意識の高揚等を促進する。

また、これらの対策が効果的に実施されるよう関係団体と連携して、事業場に おける交通労働災害防止担当管理者の配置、交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく同管理者及び自動車運転業務従事者に対する教育の実施を推進す るとともに、事業場に対する個別指導等を実施する。

# イ 運転者の労働条件の適正化等

自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の改善を図るため、労働基準法等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)の履行を確保するための監督指導を実施する。

また、関係行政機関において相互の連絡会議の開催及び監査・監督結果の相互 通報制度等の活用を図るとともに、必要に応じ合同による監査・監督を実施する。

### (6) 道路交通に関連する情報の充実

### ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等

危険物の輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード(危険有害物質の性状、事故発生時の応急措置、緊急通報・連絡先等事故の際必要な情報を記載した緊急連絡カード)の携行、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等について危険物運送事業者の指導を強化する。

また、危険物運搬車両の交通事故による危険物の漏洩等が発生した場合に、安全かつ迅速に事故処理等を行うため、危険物災害等情報支援システムの充実を図る。

### イ 気象情報等の充実

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、火山噴火等の自然現象を的確に把握し、特別警報・警報・予報等の適時・適切な発表及び迅速な伝達に努めるとともに、これらの情報の質的向上に努める。また、道路の降雪状況や路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備

# を推進する。

さらに、気象、地震、火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持するとともに、防災関係機関等との間の情報の共有やICTを活用した観測・監視体制の強化を図るものとする。このほか、広報や講習会等を通じて気象知識の普及に努める。

# 4 車両の安全性の確保

エレクトロニクス技術の自動車への利用範囲の拡大を始めとして、自動車に関する技術の進歩は目覚ましく、車両の安全対策として効果が期待できる範囲は確実に拡大している。今後は、事故を未然に防止する予防安全対策について、先進技術の活用等により、更なる充実を図る必要がある。また、車両安全対策の推進に当たっては、自動車メーカー等による安全な自動車の開発を促進する方策、使用者による安全な自動車の選択を促進する方策等を適切に講じる必要がある。

自動車が使用される段階においては、自動車にはブレーキ・パッド、タイヤ等走行に伴い摩耗・劣化する部品や、ブレーキ・オイル、ベルト等のゴム部品等走行しなくても時間の経過とともに劣化する部品等が多く使用されており、適切な保守管理を行わなければ、不具合に起因する事故等の可能性が大きくなることから、自動車の適切な保守管理を推進する必要がある。また、衝突被害軽減ブレーキ等の先進技術についても、確実な作動を確保するため、適切な保守管理を推進する必要がある。

自動車の保守管理は、一義的には、自動車使用者の責任の下になされるべきであるが、自動車は、交通事故等により運転者自身の生命、身体のみでなく、第三者の生命、身体にも影響を与える危険性を内包しているため、自動車検査により、各車両の安全性の確保を図る。

### (1) 自動車の検査及び点検整備の充実

# ア 自動車の検査の充実

道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせて進化する自動車技術に対応して、電子化された安全装置の故障診断検査機器の開発、IT化による自動車検査情報の活用等の検査の高度化を進めるなど、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)に基づく新規検査等の自動車検査の確実な実施を図る。また、不正改造を防止するため、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両を始めとした整備不良車両及び基準不適合車両の排除等を推進する。

指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導 監督を強化する。さらに、軽自動車の検査については、その実施機関である軽自 動車検査協会における検査の効率化を図るとともに、検査体制の充実強化を図る。

### イ 自動車点検整備の充実

### (ア) 自動車点検整備の推進

自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に全県的に展開するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。

また、自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、関係者に対し、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。

なお、車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めると

ともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。

### (イ) 不正改造車の排除

道路交通に危険を及ぼすなど社会的問題となっている暴走族の不正改造車 や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する 運動」を展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化することにより、不正改造防止について、自動車ユーザー及び自動車関係事業者等の 認識を高める。

また、不正改造行為の禁止及び不正改造車両に対する整備命令制度について、その的確な運用に努める。

# (ウ) 自動車分解整備事業の適正化及び近代化

点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車分解整備 事業者に対し、整備料金、整備内容の適正化について、消費者保護の観点も含め、その実施の推進を指導する。また、自動車分解整備事業者における経営管理の改善や整備の近代化等への支援を推進する。

### (エ) 自動車の新技術への対応等整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、車社会の環境の変化に対応していくため、関係 団体からのヒアリング等を通じて、自動車整備業の現状について把握するとと もに、自動車整備業が自動車の新技術及び多様化するユーザーニーズに対応す るための環境整備・技術の高度化を推進する。

また、整備主任者等を対象とした新技術研修の実施等により、整備要員の技術の向上を図るとともに、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため、一級自動車整備士制度の活用を推進する。

#### (才)ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化

民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられているが、近年ペーパー車検等の不正事案が発生していることから、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を引き続き行う。

#### (2) 自動車アセスメント情報の提供等

自動車の安全装置の正しい使用方法、装備状況等の一般情報とともに、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を自動車使用者に定期的に提供する自動車アセスメント事業を推進する。これにより、自動車使用者の選択を通じて、より安全な自動車の普及拡大を促進する。

また、チャイルドシートについても、製品ごとの安全性に関する比較情報等を、

自動車ユーザーに正しく行き渡るようにすることにより、より安全なチャイルドシートの普及拡大を図る。

# (3) 安全に資する自動走行技術を含む先進安全自動車(ASV)の普及の促進

先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載したAS Vについて、産官学の協力によるASV推進検討会の下、車両の普及の促進を進める。

また、ASV技術のうち、衝突被害軽減ブレーキ等の市場化されたものについては、国際的な動向も踏まえつつ、義務化も含めた保安基準の拡充・強化、補助制度の拡充を図るとともに、ドライバー異常時対応システム等の実用化間際の新技術については、技術指針の策定、事故データに基づくASV技術の効果評価を行う等により普及促進を引き続き進める。

# (4) リコール制度の充実・強化

自動車メーカーの垣根を越えた装置の共通化・モジュール化が進む中、複数の自動車製作者による大規模なリコールが行われていることから、自動車のリコールをより迅速かつ確実に実施するため、装置製作者等からの情報収集体制の強化を図るとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構において現車確認等による技術的検証を行う。

また、自動車ユーザーの目線に立ったリコールの実施のために、自動車ユーザーからの不具合情報の収集を推進するとともに、自動車ユーザーに対して、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供の充実を図る。

### (5) 自転車の安全性の確保

自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、近年、自転車が加害者となる事故に関し、高額な賠償額となるケースを踏まえ、賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償責任保険等への加入を加速化する。さらに、夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材等の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図る。

# 5 道路交通秩序の維持

交通ルール無視による交通事故を防止するためには、交通指導取締り、交通事故事件捜査、暴走族取締り等を通じ、道路交通秩序の維持を図る必要がある。

このため、交通事故実態等を的確に分析し、死亡事故等重大事故に直結する悪質性、 危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通事故抑止に資する交通指導取締りを推 進する。

また、悪質・危険な運転行為による死傷事犯であっても従前の危険運転致死傷罪に該当せず自動車運転過失致死傷罪が適用された事件などを契機とした罰則の見直しを求める意見を背景として、平成26年5月から自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号。以下「自動車運転死傷処罰法」という。)が施行されたことを踏まえ、交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進を図る。

さらに、暴走族等対策を強力に推進するため、関係機関・団体が連携し、地域ぐる みでの暴走族追放気運の高揚等に努め、暴走行為をさせない環境づくりを推進すると ともに、取締り体制及び装備資機材の充実強化を図る。

### (1) 交通の指導取締りの強化等

# ア 一般道路における効果的な指導取締りの強化等

一般道路においては、歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発路線 等における重大事故の防止に重点を置いて、交通指導取締りを効果的に推進する。 その際、地域の交通事故実態や違反等に関する地域特性等を十分考慮する。

### (ア) 交通事故抑止に資する指導取締りの推進

交通事故実態の分析結果等を踏まえ、事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに、無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反、県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進する。

特に、飲酒運転及び無免許運転については、取締りにより常習者を道路交通の場から排除するとともに、運転者に対する捜査のみならず、周辺者に対する捜査を徹底するなど、飲酒運転及び無免許運転の根絶に向けた取組を推進する。また、引き続き、児童、高齢者、障がい者の保護の観点に立った指導取締りを推進する。

さらに、地理的情報等に基づく交通事故分析の高度化を図り、交通指導取締りの実施状況について、交通事故実態の分析結果等を踏まえて検証し、その検証結果を取締り計画の見直しに反映させる、いわゆるPDSAサイクルをより一層機能させる。加えて、取締り場所の確保が困難な生活道路や警察官の配置が困難な時間帯においても速度取締りが行えるよう、新たな速度取締り機器の導入を図るとともに、交通反則切符自動作成機の導入に向けた検討を進めるなど、より効果的な取締りを行うための資機材の整備等に努める。

# (イ) 背後責任の追及

事業活動に関してなされた過積載、過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じ自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行い、また、事業者の背後責任が明らかとなった場合は、それらの者に対する指導、監督処分等を行うことにより、この種の違反の防止を図る。

# (ウ) 自転車利用者に対する指導取締りの推進

自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止及び歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対して積極的に指導警告を行うとともに、これに従わない悪質・危険な自転車利用者に対する検挙措置を推進する。

# イ 高速自動車国道等における指導取締りの強化等

高速自動車国道等においては、重大な違反行為はもちろんのこと、軽微な違反 行為であっても重大事故に直結するおそれがあることに鑑み、交通の指導取締り 体制の整備を図り、交通流や交通事故発生状況等の交通の実態に即した効果的な 機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止及び交通流の整序を図る。

また、高速自動車国道等における速度超過の取締りは常に危険を伴うため、受 傷事故防止等の観点から、自動速度違反取締装置等の取締り機器の積極的かつ効 果的な活用を推進する。

さらに、交通指導取締りは、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反を重点とし、 特に、著しい速度超過、飲酒運転、車間距離不保持、通行帯違反等の取締りを強 化する。

### (2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進

# ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底

交通事故事件等の捜査においては、初動捜査の段階から自動車運転死傷処罰法 第2条又は第3条(危険運転致死傷罪)の立件も視野に入れた捜査の徹底を図る。

# イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化等

交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実及び研修等による捜査員の捜査能力の一層の向上に努める。

### ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

常時録画式交差点カメラやひき逃げ事件等の被疑車両の特定に資する捜査支援システム等、科学的捜査を支える装備資機材等の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進する。

### (3) 暴走族等対策等の推進

# ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実

暴走族追放気運を高揚させるため、市町村における「暴走族根絶条例」等の制定及び運用に協力するとともに、報道機関等に対する資料提供を積極的に行い、暴走族の実態が的確に広報されるよう努めるなど、広報活動を積極的に行う。また、家庭、学校、職場、地域等において、「暴走族加入阻止教室」を開催するなどの指導等を促進する。さらに、関係団体等との連携の下に、暴走族の解体、暴走族への加入阻止、暴走族からの離脱等の支援指導を徹底するとともに、暴走族問題と青少年の非行等問題行動との関連性に鑑み、地域の関連団体等との連携を図るなど、青少年の健全育成を図る観点から施策を推進する。

# イ 暴走行為阻止のための環境整備

暴走族等(暴走族及び違法行為を敢行する旧車會員(暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転する者))及びこれに伴う群衆の集まる場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、暴走族等を集まらせないための施設の管理改善等の環境づくりを推進するとともに、地域における関係機関・団体が連携を強化し、暴走行為等ができない道路交通環境づくりを積極的に推進する。

また、事前の情報の入手に努め、集団不法事案に発展するおそれがあるときは、早期に暴走族等と群衆を隔離するなどの措置を講ずる。

# ウ 暴走族等に対する指導取締りの推進

暴走族等取締りの体制及び装備資機材の充実を図るとともに、集団暴走行為、 爆音暴走行為等の悪質事犯に対しては、共同危険行為等の禁止違反を始めとする 各種法令を適用して検挙及び補導を徹底し、併せて解散指導を積極的に行うなど、 暴走族等に対する指導取締りを推進する。

また、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、街頭検査において不正改造車両の取締りを行うとともに、不正改造車両等の押収のほか、司法当局に没収(没取)措置を働き掛けるなど暴走族と車両の分離を図り、不正改造等暴走行為を助長する行為に対しても背後責任の追及を行う。

さらに、不正改造行為に関する情報収集を徹底するとともに、関係機関と連携して、不正改造を敢行する業者に対する取締りを強化するなど根本的な対策を講じるほか、他県にまたがる広域暴走族事件に迅速かつ効率的に対処するため、関係県警察相互の捜査協力を積極的に行う。

#### エ 暴走族関係事犯者の再犯防止

暴走族関係事犯の捜査については、個々の犯罪事実はもとより、組織の実態や それぞれの被疑者の非行の背景となっている行状、性格、環境等の諸事情をも明 らかにする。また、暴走族グループの解体やグループから構成員等を離脱させる など暴走族関係事犯者の再犯防止を図る。また、暴力団とかかわりのある者につ いては、その実態を明らかにするとともに、暴力団から離脱するよう指導を徹底する。

暴走族関係保護観察対象者の処遇に当たっては、遵法精神のかん養、家庭環境の調整、交友関係の改善指導、暴走族組織からの離脱指導等、再犯防止に重点を置いた処遇の実施を図る。

また、暴走行為に対する運転免許の行政処分については、特に迅速に行う。

# オ 車両の不正改造の防止

暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、また、保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されることがないよう、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、全県的な広報活動の推進及び企業、関係団体に対する指導を積極的に行う。

また、不正改造等を行った業者に対して、必要に応じて事務所等に立ち入り検査を行う。

その他、違法行為を敢行する旧車會グループ(暴走族風に改造した旧型の自動 二輪車等を運転する者のグループ)に対する実態把握を徹底し、把握した情報を 関係都道府県間で共有するとともに、不正改造等の取締りを強化するなど的確な 対応を推進する。

# 6 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、高速自動車国道を含めた道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図る。特に、負傷者の救命率・救命効果の一層の向上を図る観点から、救急現場又は搬送途上において、医師、看護師、救急救命士、救急隊員等による一刻も早い救急医療、応急処置等を実施するための体制整備を図るほか、事故現場からの緊急通報体制の整備や現場に居合わせた人による応急手当の普及等を推進する。

### (1) 救助・救急体制の整備

# ア 救助体制の整備・拡充

交通事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備・拡充を 図り、救助活動の円滑な実施を期する。

# イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実

大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対応するため、連絡体制の整備、救護訓練の実施及び消防機関と災害派遣医療チーム (DMAT\*)の連携による救助・救急体制の充実を図る。

# ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動 の推進

現場に居合わせた人による応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器 (AED\*\*)の使用も含めた応急手当について、消防機関等が行う講習会等の普及啓発活動を推進する。

このため、心肺蘇生法等の応急手当の知識・実技の普及を図ることとし、消防機関、保健所、医療機関、日本赤十字社、民間団体等の関係機関においては、指導資料の作成・配布、講習会の開催等を推進するとともに、救急の日、救急医療週間等の機会を通じて広報啓発活動を積極的に推進する。また、応急手当指導者の養成を積極的に行っていくほか、救急要請受信時における応急手当の口頭指導を推進する。さらに、自動車教習所における教習及び取得時講習、更新時講習等において応急救護処置に関する知識の普及に努めるほか、交通安全の指導に携わる者、安全運転管理者等及び交通事故現場に遭遇する可能性の高い自動車使用者等に対しても広く知識の普及に努める。

また、業務用自動車を中心に応急手当に用いるゴム手袋、止血帯、包帯等の救 急用具の搭載を推進する。

加えて、学校においては、教職員対象の心肺蘇生法(AEDの取り扱いを含む)

-

<sup>\*\*</sup> DMAT : Disaster Medical Assistance Team \*\* AED : Automated External Defibrillator

の実習及び各種講習会の開催により指導力・実践力の向上を図るとともに、中学校、高等学校の保健体育において止血法や包帯法、心肺蘇生法等の応急手当(AEDを含む)について指導の充実を図る。さらには、自動車事故の負傷者に対して迅速かつ適切な応急処置を行うために必要な救急法の知識と技術の普及の観点から、自動車事故救急法講習の確実な実施を図る。

# エ 救急救命士の養成・配置等の促進

プレホスピタルケア (救急現場及び搬送途上における応急処置) の充実のため、 各消防機関において救急救命士を計画的に配置できるようその養成を図り、救急 救命士が行える気管挿管、薬剤投与及び輸液などの特定行為を円滑に実施するた めの講習及び実習の実施を推進する。また、医師の指示又は指導・助言の下に救 急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコント ロール体制の充実を図る。

# オ 救助・救急用資機材の整備の推進

救助工作車、救助資機材の整備を推進するとともに、救急救命士等がより高度 な救急救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動車、高度救命処置用資 機材等の整備を推進する。

# カ 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進

ヘリコプターは、事故の状況把握、負傷者の救急搬送に有効であることから、 ドクターヘリとの相互補完体制を含めて、救急業務におけるヘリコプターの積極 的活用を推進する。

### キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を図るため、教育訓練を積極的に推進する。

# ク 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備

高速自動車国道における救急業務については、中日本高速道路株式会社が、沿線市町村等と協力して消防法(昭和23年法律第186号)の規定に基づき処理すべきものとして、両者は相協力して適切かつ効率的な人命救護を行う。

このため、関係市町村等と、中日本高速道路株式会社の連携を強化するとともに、中日本高速道路株式会社がインターチェンジ所在市町村等に財政措置を講じ、 当該市町村等においても、救急業務実施体制の整備を促進する。

さらに、中日本高速道路株式会社及び関係市町村は、救急業務に必要な施設等の整備、従業者に対する教育訓練の実施等を推進する。

# ケ 現場急行支援システムの整備

緊急車両が現場に到着するまでのリスポンスタイムの縮減及び緊急走行時の 交通事故防止のため、緊急車両優先の信号制御を行う現場急行支援システム(F AST\*)の整備を検討する。

# コ 緊急通報システム・事故自動通報システムの整備

交通事故等緊急事態発生時における負傷者の早期救出及び事故処理の迅速化のため、人工衛星を利用して位置を測定するGPS技術や、その位置を地図表示させる技術、重症度合の判定に資する技術等を活用し、自動車乗車中の事故発生時に車載装置・携帯電話を通じてその発生場所の位置情報や事故情報を消防・警察等の通信指令室の地図画面に表示できるよう自動通報することなどにより緊急車両の迅速な現場急行を可能にする緊急通報システム (HELP\*) や事故自動通報システム (ACN) の格段の普及と高度化を図るために必要な環境を整備の普及を図る。

### (2) 救急医療体制の整備

重症救急患者の医療確保のため、病院群輪番制等の充実に係る支援を行う他、重 症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を 24 時間体制で受け入 れる救急救命センターの充実を図るため、継続して支援を行う。

また、救急患者への救命医療を救急現場から直ちに行い、救急医療施設へ一刻も早く搬送し、交通事故等で負傷した患者の救命率の向上や後遺症を軽減させるため、 医師等が同乗し、救急医療を行いながら搬送できるドクターへリの運航を継続する。

# (3) 救急関係機関の協力関係の確保等

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進する。

\* HELP: Help system for Emergency Life saving and Public safety

<sup>\*</sup> FAST : Fast Emergency Vehicle Preemption Systems

# 7 被害者支援の充実と推進

交通事故被害者等は、交通事故により多大な身体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、かけがえのない生命を絶たれたりするなど、大きな不幸に見舞われており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要であることから、犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号)の下、交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。

自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)は、自動車事故について、加害者側の損害賠償の履行を確保するため、原則としてすべての自動車に対して自動車損害賠償責任保険(共済)の契約の締結を義務付けるとともに、保険会社(組合)の支払う保険(共済)金の適正化を図ることとしている。また、国において、ひき逃げや無保険(無共済)車両による事故の被害者を救済するための自動車損害賠償保障事業及び被害者救済対策事業等を行うことなどにより、自動車事故による被害者の保護、救済を図っている。今後も更なる被害者の保護の充実を図るよう措置するとともに、特に、交通事故による重度後遺障がい者数が依然として高い水準にあることから、引き続き、重度後遺障がい者に対する救済対策の充実を図る。

また、近年、自転車が加害者になる事故に関し、高額な賠償額となるケースもあり、 こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、 関係事業者の協力を得つつ、損害賠償保険等への加入を加速化する。

さらに、交通事故被害者等は、精神的にも大きな打撃を受けている上、交通事故に 係る知識、情報が乏しいことが少なくないことから、交通事故に関する相談を受けら れる機会を充実させるとともに、交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供し、被害 者支援を積極的に推進する。

### (1) 自動車損害賠償保障制度の充実等

自動車事故による被害者の救済対策の中核的役割を果たしている自動車損害賠 償保障制度については、今後とも、社会経済情勢の変化、交通事故発生状況の変化 等に対応して、その改善を推進し、被害者救済の充実を図る。

自動車損害賠償責任保険(共済)の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であること を広報活動等を通じて広く県民に周知するとともに、街頭における指導取締り及び 監視活動の強化等を行い、無保険(無共済)車両の運行の防止を徹底する。

### (2) 損害賠償の請求についての援助等

### ア 交通事故相談活動の推進

県民生活相談センター、市町村の交通事故相談所等における円滑かつ適正な相談活動を推進するため、日弁連交通事故相談センター、交通事故紛争処理センター、民間の犯罪被害者支援団体等の関係機関・団体等との連絡協調を図る。

また、交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務の推進を図るとともに、相談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて、相談員の資質向上を図る。

さらに、県・市町村の広報誌、ホームページの積極的な活用等により交通事故 相談活動の周知を図り、交通事故当事者に対し広く相談の機会を提供する。

# イ 損害賠償請求の援助活動等の強化

警察においては、交通事故被害者に対する適正かつ迅速な救助の一助とするため、救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進する。また、交通事故紛争処理センター、交通安全活動推進センター等における交通事故の損害賠償請求についての相談及び援助に関する業務の充実を図る。

# (3) 交通事故被害者支援の充実強化

### ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

県、市町村が行う交通遺児激励金支給事業の充実を図るほか、必要に応じて各機関の被害者救済事業に関する情報提供を行うなど、交通事故被害者等への支援の充実を図る。

# イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

交通事故被害者等の支援の充実を図るため、自助グループの活動等に対する支援を始めとした施策を推進する。

交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を、警察署の交通課、交通安全活動推進センター等により推進するとともに、民間の犯罪被害者支援団体等との連携を図る。

また、警察においては、交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れ等をまとめた「交通事故被害者の手引」を作成し、活用する。特に、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者等については、被疑者の検挙、送致状況等を連絡する被害者連絡制度の充実を図る。また、死亡事故等の被害者等からの加害者の行政処分に係る問い合わせに応じ、適切な情報の提供を図る。

さらに、警察本部の交通捜査担当課に設置した被害者連絡調整官等が、各警察 署で実施する被害者連絡について指導を行うほか、自ら被害者連絡を実施するな どして組織的な対応を図るとともに、職員に対し交通事故被害者等の心情に配意 した対応について徹底を図る。

### ウ 公共交通事故被害者への支援

公共交通事故による被害者等への支援の確保のため、公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口を設置し、被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション(被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等)等を図る。また、関係者からの助言をいただきながら、外部の関係機関とのネットワークの構築など、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。

# 第2章 鉄道交通の安全

### 第1節 鉄道事故の現状と交通安全対策の今後の方向

鉄道の運転事故は、長期的には減少傾向にあり、また、岐阜県内では重大事故は発生していないことから、これまでの交通安全計画に基づく各種の安全対策の成果と考えられる。しかしながら、列車が高密度で運行されている現在の鉄道においては、一たび列車の衝突や脱線等が発生すると、利用者の利便に重大な支障をもたらすばかりではなく、多数の死傷者を生じるおそれがある。一方で、近年は、輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられる事業者が多い状況であるが、県民が安心して利用できる一層安全で安定した鉄道輸送を目指し、引き続き安全対策を推進していく必要がある。

さらに、全国的にホーム上で又はホームから転落して列車に接触したことによる人身 障害事故が発生していることから、利用者等が関係するこのような事故についても防止 する必要性が高まっている。

こうした現状を踏まえ、県民の理解と協力の下、鉄道交通環境の整備、鉄道交通に関する知識の普及、鉄道の安全運行の確保といった各種交通安全施策を推進する。

# 1 岐阜県交通安全計画における目標

乗客・乗員の死者数ゼロを目指す。 運転事故件数の減少を目指す。

列車の衝突や脱線等により乗客に死者が発生するような重大な列車事故を未然に 防止することが必要である。また、近年の運転事故等の特徴等を踏まえ、ホームでの 事故等を含む運転事故全体の死者数を減少させることが重要である。

近年は輸送量の伸び悩み等から、厳しい経営を強いられている事業者が多い状況であるが、引き続き安全対策を推進していく必要がある。

こうした現状を踏まえ、県民の理解と協力の下、次の諸施策を総合的かつ強力に推進することにより、乗客・乗員の死者数ゼロを目指すとともに、運転事故件数の減少を目指すものとする。

#### 2 今後の鉄道交通安全対策を考える視点

鉄道の運転事故が長期的には減少傾向にあり、これまでの交通安全計画に基づく施策には一定の効果が認められる。しかしながら、一たび列車の衝突や脱線等が発生すれば、多数の死傷者を生じるおそれがあることから、一層安全な鉄道輸送を目指し、重大な列車事故の未然防止を図るため、総合的な視点から施策を推進する。

また、ホームでの接触事故等の人身障害事故と踏切障害事故を合わせると運転事故 全体の約9割を占めており、近年、その死者数はほぼ横ばいであることから、利用者 等の関係する事故を防止するため、効果的な対策を講ずる。

# 第2節 講じようとする施策

### 1 鉄道交通環境の整備

鉄道交通の安全を確保するためには、鉄道施設、運転保安設備等について常に高い 信頼性を保持し、システム全体としての安全性を確保する必要がある。このため、運 転保安設備の整備等の安全対策の推進を図る。

### (1) 鉄道施設等の安全性の向上

鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進する。

また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策や、切迫する南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を推進する。

さらに、駅施設等について、高齢者、障害者等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消、ホームドア又は内方線付き点状ブロック等による転落防止設備の整備等によるバリアフリー化を引き続き推進する。

### (2) 運転保安設備等の整備

曲線部等への速度制限機能付きATS等、運転士異常時列車停止装置、運転状況 記録装置等について、法令により整備の期限が定められたものの整備については、 平成28年6月までに完了するが、これらの装置の整備については引き続き推進を 図る。

#### 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及

運転事故の多くが、人身障害事故と踏切障害事故であり、これらの事故は利用者や 踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、事故防止には、鉄道事 業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。

このため、安全設備の正しい利用方法の表示の設備等により、利用者等へ安全に関する知識をわかりやすく、適切に提供する。また、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、四季の交通安全運動等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。

### 3 鉄道の安全な運行の確保

重大な列車事故を未然に防止するため、鉄道事業者への保安監査等を実施し、適切

な指導を行うとともに、万一大規模な事故等が発生した場合には、迅速かつ的確に対応する。さらに、運転士の資質の保持、事故情報及び安全上のトラブル情報の共有・活用、気象情報等の充実を図る。

### (1) 保安監査の実施

鉄道事業者に対し、定期的に又は重大な事故等の発生を契機に保安監査を実施し、輸送の安全の確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等について適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。また、 JR北海道問題を踏まえて 2014 年度に実施した保安監査の在り方の見直しに係る検討結果に基づき、計画的な保安監査のほか、同種トラブルの発生等の際にも臨時保安監査を行うなど、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施する等、保安監査の充実を図る。

# (2) 運転士の資質の保持

運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。 また、資質が保持されるよう、運転管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導する。

### (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用

鉄道事業者の安全担当者等を対象とした鉄軌道保安連絡会議を開催し、重大な列車事故を未然に防止するため、安全上のトラブル情報を関係者間において共有できるよう、情報を収集・分析し、速やかに鉄道事業者へ周知する。また、国への報告対象となっていない安全上のトラブル情報について、鉄道事業者による情報共有化を推進する。さらに、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。

### (4) 気象情報等の充実

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、火山噴火等の自然現象を的確に把握し、特別警報・警報・予報等の適時・適切な発表及び迅速な伝達に努めるとともに、これらの情報の質的向上に努める。鉄道事業者は、これらの気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、安全を確保しつつ、鉄道施設の被害軽減と安定輸送に努める。

また、気象、地震、火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持するとともに、防災関係機関等との間の情報の共有化やICTを活用した観測・監視体制の強化を図るものとする。さらに、広報や講習会等を通じて気象知識の普及に努める。

### (5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事

故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。

また、幹線交通における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。

### (6) 運輸安全マネジメント評価の実施

鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を行う。運輸安全マネジメント評価にて、事業者によるコンプライアンスを 徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認する。

# 4 救助・救急活動の充実

鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。

また、鉄道職員に対する、自動体外式除細動器(AED)の使用も含めた心肺蘇生 法等の応急手当の普及啓発活動を推進する。

### 5 鉄道事故等の原因究明と再発防止

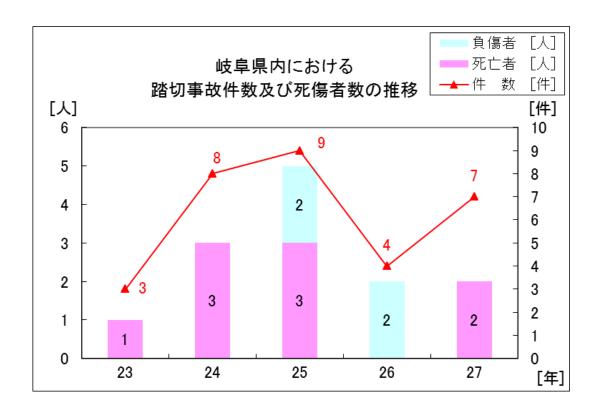
鉄道事故及び鉄道事故の兆候(鉄道重大インシデント)の原因究明を迅速かつ的確に行うため、現地へ職員を派遣するとともに、事故調査結果等を鉄軌道事業者へ情報提供し鉄道事故等の再発防止を図る。

# 第3章 踏切道における交通の安全

# 第1節 踏切事故の現状と交通安全対策の今後の方向

踏切事故(鉄道の運転事故のうち、踏切障害及びこれに起因する列車事故をいう。) は、長期的には減少傾向にあり、これは、踏切道の改良等の安全対策の積極的な推進 によるところが大きいと考えられるが、平成27年には7件の踏切事故等が発生する など、改良すべき踏切道がなお残されている現状にある。

このため引き続き、踏切道の立体交差化、構造の改良、歩行者等立体横断施設の整備、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進、その他踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を総合的かつ積極的に推進することにより、踏切事故数をゼロにすることを目標とする。



# 第2節 講じようとする施策

### 1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進

遮断時間が特に長い踏切道(開かずの踏切)や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図る。

加えて、立体交差化までに時間の掛かる「開かずの踏切」等については、効果の早期発現を図るため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者立体横 断施設の設置等を促進する。

また、歩道が狭隘な踏切についても事故対策として効果の高い構造の改良を促進する。

以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」 の両輪による総合的な対策を促進する。

また、従前の踏切対策に加え、当面の対策や踏切周辺対策等も踏切対策に位置付け、ソフト・ハード両面からできる対策を総動員する。

# 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて 事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況 等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。

列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じている踏切道 については、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短く する。

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案 して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、よ り事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。

道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、 必要に応じ、自動車通行止め、大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を実施す るとともに、併せて道路標識等の大型化、高輝度化による視認性の向上を図る。

#### 3 踏切道の統廃合の促進

踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。

ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備に

ついては、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることと する。

### 4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

緊急に対策が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機、歩行者等のための横断歩道橋等の設置、車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを積極的に行う。

また、自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る必要がある。このため、広報活動等を強化するとともに、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進する。

踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応 していく。

このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないよう努めるものとする。